

頭

人形

漢路人形の由来

淡路人形の由来目次

第一章	古文獻から沿革して淡路人形	四
(一)	早から	四
(二)	中早から	八
(三)	淡路名所図絵	一五
(四)	棟付入敷御改帳	一六
(五)	淡路様巡通札	二四
(六)	日向素性	二六
第二章	淡路座秘書	三二
(一)	編	三二
(二)	梅免許其の他	三二
第三章	淡路人形の沿革	三六
(一)	善大夫全集に依る櫛之居の起源	三六
(二)	河竹繁俊氏の「人形劇機観」	三六
(三)	広川清氏の「淡路の人形と居」	三七
(四)	淡路人形の起原	四〇
(五)	慶長一室永五箇の旗人形	四一
(六)	享保時代の全盛期	四六
(七)	元文より文政に至る	五一
(八)	吉川安五郎氏に關する形座本と改定	五三
(九)	明治以降の人形座	五五
第四章	三番叟と舞	五六

(一)	三番叟	五六
(二)	戎舞	六一
第五章	人形座の組織	六四
(一)	座本	六四
(二)	太夫・三味弾	六七
(三)	伎者	六七
(四)	利益金の分配方法	六九
第六章	人形の組立	七一
(一)	頭製作	七一
(二)	胴	七五
(三)	手	七八
(四)	足	八〇
(五)	人形の使い方	八一
第七章	興行	八三
(一)	巡業先	八三
(二)	巡業方法	八三
(三)	上演される主たる芝居	八五
第八章	人形伎者団の陰語	八八
第九章	淡路人形の現況	九一
第十章	淡路人形と文楽	一〇〇
第十一章	復興運動	一〇三
附録	淡路人形関係年代表	一〇五

第一章 古文獻から抜萃した淡路人形

(一) 淡路草から

(著者 藤井啓信・藤井彰 文政八年)

一、道童坊術 享保 元文の頃迄は四十株に余なり。今十八組残り。十八堅本と稱す。其の名尤の如し。

淡路の十八堅本

首村 上村 日向祿	地頭方 上村 平太夫	金 右 五 門
市村 六之丞	吉川 十太夫	又保田勘左エ門
又 太 夫	吉川 安五郎	市村 金 四 郎
我屋久右エ門	鮎原西村 小林 六太夫	政 之 助
吉田 伝三郎	髭福 八木夫	佛爪川 弥 三 郎
福永 幾太夫	喜右 五 門	能 助

一 伝末翁の面は用明天皇の御宇春日御師稽文会と云者の依りて奇端ありと云う。

一 一書式京都に淺野檢校淨鳩齋を依り 如糸東洞院彫金口某淡路の僧侶を誘つて木偶を造りし 三瓦に合せたり。後陽成帝禁庭に召されて獻覽あり。國威ありて木偶舞に受領を賜ふ 引田藤蔭致に任せらる。

一 往昔国君南崇院殿御巡国の時日光寺へ入らせり。時に上村座より様上燈に備ふ。淡路座と云いしを此時日向祿に改む。日光寺は旧日向寺と書し故也。又 国司市村の法藏寺へ入らせり。爾時 六之丞様を上燈に備う。以乘兩座共に御祝儀の争ある時は 燈下兩座に命じて三層長行せせらる御例となり 各、一刀を帯る争を免せり 日向祿は年始に拜謁をも免し給う。其後又 憲徳院殿も御隨居あり 專の様人形を好み給い 毎々日向祿を召せり動し示。農家の古源に

三条の者は賜差や差せどあけは院内口之食

一 寛政六年庚寅 大旱にて 洲本八幡境内にて翁漢曰祿を動かむ。是は享保九辰丑大旱に動めたる例に由る也。

一 伝末の一軸あり。面光寺に子けありしに 彼等に争論の事あり。住僧出奔の時持去り。仍々寛永十五丑 京都道上家に便りて仮書 清書す。今ある処の巻物也。坂上入道と願書せり。前大納左幸料の筆也。

一 攝津西宮の北半町許りに祠あり。鬘樓船の神代此浦に往る道君と云う者ありて、大神を人形に依
懸し、翁せとて今も祭る也。今は百太夫の社と云う也。

一 村老曰く、百太夫淡路に乗れる時、此村の木嶋御菊太夫が家に数日宿す。終に菊太夫が娘にちぎ
り懐胎す。百余日にして百太夫急に病死す。仍て百太夫が繪も茲に留まり、其の後五経て西宮
の傀儡と淡路の道兼坊と爭論年輩あり。それと菊太夫は繪音を所持すれば、弥本朝の最上と定め
られたり。

一 三茶村丹屋某や又右エ門曰く、往昔御輪吉焼失の時、当村の老翁兩人上京し、再賜の争を願う。
官庫にも御控とも見之がたきにや、大いに月日を望ぬ。漸く今の一軸を下す所しと云う。今は是
を見るに一書の斜、是は日本紀の文其伴也。渾て繪音の式に違えり、舞臺の段上入道不審也。繪
音に入道せし人は書入べからず。固に合に依りありしなるべし。

一 上村源之丞所藏の書等

（味地草に出る省略）

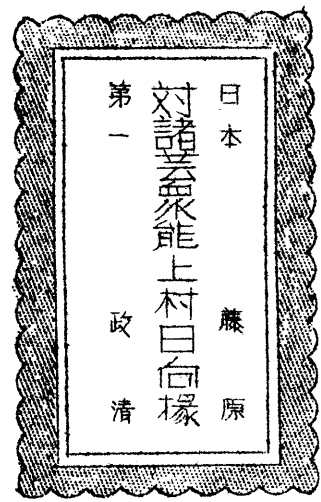
右の真書は村の宝庫に納置、祭礼生半の時なりでは是を出さず。廿余腔の傀儡師各字しの書を以
て他国に出る也。又扇村大御堂（麻佬堂とも書く）の傍表の社内に道兼坊及百太夫の像を安置す。
毎年正月六日、百太夫の祭ありて右の真書を像前に備え、座本各通夜をなし、拜礼の式ありと云

う。近五浪華松柳各が著せし茶屋口嶋に載る処は全く右の書にふ所りと見ゆ。圓会中に狂歌二首
を載す。

傀儡師是も淡路を肥衣にしてうみにし国ヲ筑後越前

鼓格子 汲 丸
天王寺 蕪 坊

一 芝居舞台に掲る相佐の額



容信佐に傀儡師浄瑠璃太夫等昔は筑後越
越前塚など受領を許されけりとも中腹
より此事止みたり。

寛政中竹本政大夫（始中大夫、俗稱利兵衛
世に中政と云う）暫く橋磨様と稱しけりこ
も、幾程もなく是を止められ、再政大夫に
復しぬ。斯様正しき事なるに源之丞に限り
て日向様と稱しかるは、かめしき額を掛け

園に住来して陸軍のなきはひかたは故ある家なるべし。

一 然るに其桜華に百太夫の社とて蘭茂の太田社の末社にあるよし加茂注進狀にあり。自然の同名歌。

又是等によりて設成せし歌 何れにも別に歌ある家なるべし。

右古書を見ては 日本の本梁にもムラベキ文は見えず。

燒失せし書には極めて然るべき論言下し文などの類ありしなるべし。彼家は古 後鳥羽院の朝に
はみかご八百連 傀儡の節を御覽仕りし事ありしとぞ。

(二) 味地草から

(五 段 四年 著)

道東坊術 旧稱道東坊術をする者此村にありて始原は菅野聖に見ゆ。又此書に讀むる傀儡の事を左
方に補ふ。

事功紀原に曰 傀儡は漢の高祖平城に囲まゆし時陳平が計を以て 木を以て美人を依りて城上に立て
馬糧使を詠り。後入此に因みて傀儡を依ると云ふ。

獻場花技坊に曰 天正年中薩摩守郎右エ門と云ふ者あり。由沢校校(今時淨瑠璃の三弦を弄する者)を
離次と稱するは由沢に因む(口云葉を傳く 始めて十二段を語る)三茶天菊の歌に金高長者あり

女を淨瑠璃と云して 半若泥船州下向の時 一夜港に彼女に逢ふるその再会を契りて別出云り

後期を過州しも 遷り来りす。女極みて身を菅生川に投げたり。侍女冷泉と云ふ者遂に出家して 淨
瑠璃院が祖廟とする所の賜物十二の小箱を匿とし 之を得て向弥陀堂を建て 冷泉寺と号す。厄永く後
世を吊りて終り。此寺猶今に存在す。此寺を藏田信長の侍女小野拾遺と云ふ娘の女物語十二巻に
依りて 淨瑠璃物語と云ふ十二段にせし事は 素師淨瑠璃世界の十二因縁を教えて斯せり。(其又勢
は伊勢物語に似たり)其の東西の宮の傀儡師を誘引して 人形を以て之に合せ 諸国巡行し舞ける。
入喜ぶ事限りなし。既に慶長の西年 天子殿の事あり。博物卷に曰 秀吉の侍女小野拾遺素師上淨
瑠璃院の魂葬の事を依りて 尺由杵杖定を語り。人奉げて詣之。田茶圃の洞院彫物屋形品也。波路の
傀儡を語り 合入形を舞し 三弦を引て是に和す。(尺由は願園なるべし 居行子にも再演とあり。
且拾遺は信長 又秀吉の侍女と兩説ありは疑なるや。小野小町行狀記にも 秀吉公の北方政所の古書
信長に仕へ 信長滅亡の後秀吉に仕えしなるべし。又古書には後鳥羽院に召されて引田波路様
に仕せり。

櫻津曲宮神橋北半町許りに相あり。上古此世に住める勢道君と云あり。天神三歳足立粉いぬと申
にや木偶雛形を依りて舞の音を奉りしとて 今にも産生の土白田目にあたる日は 此社に鐘語て
名を定の 音を祈り 吾輩の回粉を供す。最上古の鐘音なり。此の歌に 面の宮の傀儡師を道東坊
と云ふも此神の謂にや百太夫と稱稱すと云々。

里老の伝説に 往古西宮の百太夫といふもの木偶を携へて夜路に來り 此村の麻績堂に長らく寄宿す。時に此村の不偶師菊太夫なるもの百太夫を伴ひ歸り やどしける内に 菊太夫の娘と契りて懐胎す。百奈日にして百太夫は病没す。其胤の男子は菊太夫が家ぞつがせ 血脈及不偶師の業をも連続す。又百太夫は輪言を珍藏せしが 此輪言も菊太夫の手に渡りしと云々。後五に到りて 西宮の傀儡と淡路の道君を以て 本朝の最上と定めりたり。

上村日向所藏之書

「古天地未」刻陰陽不分渾沌如鷄子溟溟而含牙及其清陽者薄靡而爲天重濁者滲滲而爲地初州廉淨潔 游爲滌水上也干時天肥中生一物狀如蒼牙使化爲神男國常立善以固狹地每歲對淨几三神等乾道獨化所以成此純男次有神巫王蒸神淫蒸尊也次有神太戸之造尊大吾辺尊也。次有神面足尊次有神伊弉諾伊弉冊尊也自國常立尊檀根尊也伊弉諾尊伊弉冊尊是謂神代七代者矣・伊弉諾尊伊弉冊尊立於天浮橋之上共計日底下豈無國數運以天之理牙植下而株之是釋滄溟豈鮮滴之潮凝成一島名之曰敏敷廣島二神於是降在彼島國故共爲天賜蓬生洲國便以敏敷廣島爲國中之柱而陽神在彼陰神有旋分巡國柱同會一國次陰神先唱曰善哉湯美女男善陽神不悅曰善哉男子理当先唱即何病人及先語乎事既不詳宣故改旋於是二神却更相備是行也陽神无

唱善哉還可美少女喜因陰神曰汝存何成斯對曰吾亦有唯元之處思欲以吾身元處合汝身之二元於是陰陽始融合爲夫婦遂將相交而不知其術時有鶴龜送其首尾二相見而等之即得交道矣爲室產時先以淡洲島泥荒所不汰故名之曰淡路洲地生入日本學津杖津洲次生伊弉之各洲次生筑紫洲次雙生隱岐洲世化渡洲世入或有雙生者發此也次生越洲次生大洲次生吉備子洲由是始起大洲國之号蓋即對島壹岐島及處々小島皆是潮沫凝成者也亦曰水沫凝而成也次生海生洲次生山次生木相 句々延 鮑次生首相野婚度而伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰吾已生大洲國及山川草木何不生天下王者敗於是矣生曰神(天照太神也)号大日靈尊次生月神(月讀尊也)次生蛭兒雖已三歲胸臆不立故載天盤櫻櫻船而順風寂寂次生素盞鳴尊(大社神也)一書曰日月既生次蛭兒生歲三歲脚尚不立初伊弉諾尊伊弉冊尊巡柱之時陰神先發書去既遣陰陽之理所以今生蛭兒也次生素盞鳴尊也次生鳥體櫻船報以此船載蛭兒順風寂寂也。一曰蛭兒溟溟滄溟還家多耳歎已在於今倭田碕化爲光神如車輪于時在氣人其号是君(元來氣人の鳥号是君衆此也)或時東氣船江波浪養養登日其中有帶光親見之暖光在十有三三歲許之兒。如神地托宜色君曰朕上古之蛭兒也未先宮殿汝於液次可建夜宮殿之々々。後号西宮大明神(萬三郎殿也)幾有人号追靈坊治仕而其合神處於夜无慰然利起風路兩漁浪不安陸路不穩于時百太夫曰吾都藤原長者(近衛殿也)承勅而日追靈坊形白化棟之慰神處去々々。隨動而棟之神處也。其後此形代

者冠神慮依爲奇巧相續道君坊百太夫共送諸國祭廢神也後百太夫道兼坊習々淡路州佐此術者
 乎。此州二神生大日本豐秋津洲時配成此國故也。爾來百太夫億得之後勇爲此操者也。百大
 夫淡路洲三原三奈住居佐此術後祀而崇也。而當傍也。一曰古者在八百方神崇時承助諸語能諸若
 討。大日本者神也。故以冠神慮者諸語能者也。後人勿輕之。吾輕之。當昔神慮也。後人可
 恐之云云。

右記雖之有及給天以後以吉田家秘書未蓋古書信口伝誦之旨
 坂上入道判

寛永十五檢季真中旬日

一 磯嶺處島三條道兼坊相繼引由淡路採今敷 於某豐即公三社神祭之式奉持依之從四位下被叙者也
 天氣之処四件

長サ65折
 中五十二折

中院大綱之致達書 封
 阿波淡路園上村日向様
 元龜元年二月

当家ニ由緒有之ニ付海山里爲諸祈念國々々往來亨道中筋並在道海川渡等無肝慈可給々々馬入用之
 勸者其宿々無違滞林善立可給

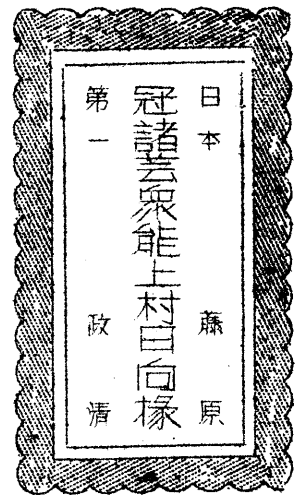
中院 殿 役 所
 印
 國々 諸 役 人 中
 寛 八 月

右の遺書は此村の宝庫に納め置奉。祭礼由干の時なうては是を出さず。廿余歴の僧侶師 各等しの書
 を以て他國に出る也。此村の大御堂(麻糍堂とも書く)の傍野見の社内に 道兼坊及百太夫の像を安
 置す。每正月六日百太夫の祭ありて 右の遺書を像前に備え 部頭各通夜をなし 拜礼の式あり。
 中世清華松時香が著述の祭堂図絵に載る所は 全く右の書に依りりと見ゆ。図絵中に狂歌二首を載
 す。

僧侶師三羽も必路を胞衣にしてうみにや国や後後廻前
 波 丸
 首かけの人の形通しのほったんは面の宮からはじまりく
 天王寺 蕪 坊

献台に据る相伝の額あり。其の銘文花に見ゆ。僧侶家淨瑠璃の太夫等 昔は筑後様越前様などより受
 領を免許せられ夫 中頃より此事止みたり。寛政中 竹本政太夫(始中太夫谷橋利兵衛 世に中政と

いさゝ暫く掃唐塚と稱したけりども 幾程もなくつれを止められ 再び政太夫に復しぬ、斯從正レシ



爭なるに 日向に限りて日向椽と稱し かの
るいかのしき類と掲げ 他村に至り馳行する
に障のなかりしは いかさま故ある家なるべ
し。

獻壽樂屋図繪拾遺曰 上 道重身まかるの後百
太夫人形を依り 神の御前なる箱の傍に身と
潜め 人形を以て林は道重なり 尊の御機嫌
を疑はへ爲に乗りたるにて 御心を慰めける。

是より又波靜まりて猶もありけるとせ。其後時の帝此事を聞し召し 衆庭の政に出勤す。へき田勳是あ
りければ 百太夫都に登りて此儀を勤む。仍前大日本は「神國政以慰袖童者壽云首」即斯言を下され
謠國語社神諫の事を勅免ありしより 胸に箱を掛け人形を以て神を諫し也。是傳使師の始原なり。馳
井散入著書に之う木偶を弄する者を傳使師と云 撰津曲の宮より出る傳俗屋と稱出狂坊と云又出狂坊
と上書云々)

百太夫は諸國を巡りて淡路三原郡に着 三条村にて身まかりけるに 何某四人百太夫に傳使を習いて

此傳傳使の業をなせり。是淡路屋の始也。右淡路屋凡四十に余あり。当時諸國に名あるは上村源之丞
事日向椽を能とする。往來帶刀を許され其芳唐の表に額を掲る。其銘前記に此傳淡路屋の秘書を以て爰
に出す云々。又日向は兵庫に國右へ礼拜を請し及課役を除せらる。むかしは傳使の部頭三人あり。源
之丞 菊太夫 佐太夫等也。此三人に棒杖三本を賜りし事策書伝持す。後菊太夫 佐太夫の両家絶亡
して 源之丞のみ連續す。則棒杖三本は其屋中に賜りし事延宝元年の官記に載せたり。

(三) 淡路名所圖繪 (嘉永四年出版)

「木偶傳使」同村にあり。世に淡路屋と云凡其屋本といふ者二十軒余もあるよし。就中上村源之丞な
る者を魁とす。市村六之丞と云えるも其魁たり。此屋本は市村に住せり。年中諸國を順歴して木偶を
屈を馳行す。一村中皆此業にふるもの而已任す。或は淨瑠璃かたり 三味線ひき 木偶つかい 道具
方に至るまで、口念せり。

道重家伝曰 聖徳神皇御景に渡りて多年口して和田崎にて光神と云州り。時、海人ありて品香と号し
百太夫と稱す。性は藤原名は正清といふ。海上に児童あり。親神の如し。託宣すらくは特見なり。
我宮殿なし。汝海浜に仮宮を立よと 即ち曲宮我三郎殿これなり。コト、口道重亦と云う者ありて神に

神仕カミよく神意カミコトに合あへり。道童ミチドウ身ミ汝ニて。後は神カミを慰なぐさむる者モノなき故ゆゑに。風浪フウナミ起おこりて海陸ウミノチ共に大おほいに苦しめり。但ただて百太夫ヒヤクダイブ此争このまじりを朝あ旦あしたに奏あそべし。勅しつを奉たもじて道童ミチドウが形かたちを造つくり舞ませしめば。袖そでよろこぶ給たまひて海陸ウミノチともに譚わらひにあり。夫このより百太夫ヒヤクダイブは国々くにを巡めぐりて。此術このまじりを以もつて鬼神カミを祭まつり神カミを慰なぐさむるを業わざとせり。後のちに百太夫ヒヤクダイブ淡路あなづ國くにに止とどり。この三茶さん村むらに住すむ。其業このわざを以もつて三茶さんと云いふ地ちあり。此このなほもしや。百太夫ヒヤクダイブの住すませし地ちにやあらんか。其旧名このふるなを以もつて此淡路このあなづに来きりても三茶さんと号なづけたり。太神たいにあつて神カミを慰なぐさむるに。不偶ふと造つくりて是こゝをあつて舞ませしとぞ。是世このよに儂なまり師しといいふ者モノの濫あやり也なり。俗このに不偶ふと造つくりての坊ぼうと云いふ。不偶ふと造つくりて者モノぞと違ちがひといいふは此道童このミチドウの坊ぼうよう詠うたひるなり。

里老さとの伝説でんせつに。往昔むかし西宮にしのみやに百太夫ヒヤクダイブと云いふもの木偶このを携たづね淡路あなづに来きり此村このむら（市村いち三茶さん）の麻あし織お室むろに長ながく寄よ宿とどせり。時このときに此村このむらの木偶この師し菊きく太夫たふなるもの百太夫ヒヤクダイブを伴ともに帰かへり留とどめたる内うち。菊きく太夫たふが娘むすめに契ありて賤しん賤しんす。然しかるに夫このより幾いかに程ほどもなくして百太夫ヒヤクダイブは病やま没なす。その胤ついでの男子おとこは菊きく太夫たふが家いへを嗣ついでで。血脈ちやくあよひ不偶ふ師しの業わざをも運つ続つす。又また百太夫ヒヤクダイブが輪りん言ごんを珍うらかひせしが。是このも菊きく太夫たふが手てに渡わたりしと云いふ。後のちにいぢり西にしの宮みやの傀儡くわいと淡路あなづの道童ミチドウ坊ぼうと斗たたかひの争まじりありて。京都きよとの執しつ許ぎよに予たまりけるに命いのちじて百太夫ヒヤクダイブは。輪りん言ごんを佐たすけすゆゆに淡路あなづの道童ミチドウ坊ぼうを以もつて本朝ほんてうの景上けいじやうと定められたりとなつ。

列子れつき之の固こ縛ばく王わう時とき乃なり人ひと

有あ偶ぐ師し之の者モノ乃なり人ひと能あた歌うた

善よ王わう之の俗しやく姫ひめ觀くわん之の舞ま既なり



終すま木ぎ人ひと瞠あ目め以もつ手て招ま王わう

左ひだり右みぎ王わう怒いか欲ほ殺ころ殺ころ師し儂なま

師し儂なま境か之の西にし田でん墨ぼく鏡きやう漆しやく

之の所ところ爲な也なり此この疑ぎ儂なま儂なま之の時とき天てん

棟付人数御改帳

(文化八年 市村俊盛藏書) 二二條林篇

一 御蔭道薫坊廻百性

老家 日向 歳五拾五 (八代目)

此者先祖源之丞義延至元五年棟付御帳宿書二様役三本

御代々御赦免被爲成御書付御座矣 右之内菊太夫 佐太夫は源之丞役者にて御座矣得ども 佐太夫 菊太夫跡目傳成者無御座矣に付只今は源之丞座に居由役者之内引来旨付上宿書無御座代々道薫坊廻仕居申此度棟付御取調に付右有安申上京所被是御詮議の上延定度棟付御帳に右の通極記有之儀に爰得ば右御引合を以て此度の儀も夫役三人御引被下且又肩書の義も道薫坊廻百性と附上候棟付仰付矣

一人 日向毒つち 歳二十五 斗一疋

一 御蔭道薫坊廻百性

小家 日向伯父 吉之助 歳五十八

此者前書日向祖父政七等 源之丞宛領にて御座矣所親跡の義は勝手ぞ以弟清太郎等源之丞に相讓

寛政七卯年別家仕道薫坊廻仕居申此度棟付御取調に付本家同断道薫坊廻百性と附上棟付仰付矣

一人 吉之助 歳五十二

一人 同く養子清藏 歳二十九

一 御蔭道薫坊廻百性

小家 日向忍外 源次郎 歳四十三

日向曾祖父源太兵衛等源之丞 奥子にて御座矣所親跡の義は養子相續仕居に付同家にて垂帶男子出生後享和元酉年別家仕道薫坊廻仕居申此度棟付御取調に付道薫坊廻百性と附上棟付仰付矣

御蔭道薫坊廻百性 (小家にもその内、文面はあれども省略す)

小家 日向忍外 伊世向 歳三十八

万三郎 歳四十二

忠次 歳三十二

喜三郎 歳四十一

官五 歳四十六

毒助 歳五十一

喜三次 歳五十

御藏道兼坊百住	小家	日向惣外	庄五立	歳三十九
御藏百住	〃	〃	加吉	〃四十六
〃	〃	〃	初三郎	〃五十六
〃	〃	〃	安次	〃四十四
〃	〃	〃	市藏	〃四十八
〃	〃	〃	平三郎	〃四十
〃	〃	〃	本ら	〃五十六
〃	〃	〃	かめ	〃四十

2

御藏道兼坊百住 老家 乙商後家 歳四十六

(文面大体前文に同じ)

御藏道兼坊百住 小家 乙商後家惣外 直吉
 岩藏
 金藏

此若道兼坊廻任申此度御取調に付本家局断道兼坊百住に付上尾林被仰付是、且金并義、若

洲山形郡古保村百住半次郎伴にて御座是処先年乙次郎爲縁彼地へ廻道兼坊半次郎に請請連宗義司仕居申処養父新六養男子無御座天明二寅年幼少、初より内分養子に相成家督相続女子出生仕居由此度棟付御取調に付不行着奉取入有体申上居之也

備考 尚この棟付帳に其四郎は、昔洲山形郡加計村出身、龜岡は紀洲主郡板村産、弥吉は安芸郡宮原村の出であることが記録に出ている外、出稼に出て出奔したと記せらるるものにて

寛政九年	予洲	六次
〃 十年	〃	初吉
安永四年	〃	やく
明和三年	〃	平吉
〃 六年	〃	喜市
天明三年	〃	才次
寛政十年	信州	七藏
天文二年	他国へ	丹七
文化元年	紀洲	麻藏
安永七年	〃	市三郎

享和三年 紀州 甚齋
 天明四年 〃 吉弥
 〃 六年 羽藏
 元文三年 他国へ 助五門

乙同後家の家も相当な道意坊廻の家と見えて 前記之同後家意外の外 金藏 佐太 多藏 佐吉 次郎吉 佐太次等あり

3 一 老 守 大 御 堂

此堂延宝元又丑棟付御帳に前記膳之助先祖化石エ門小家阿弥陀寺と相付肩書堂守と附上御座美へども佐右エ門の冠合無御座享保十三丑佛閣御調帳には入御堂と附上御座美 此度棟付御取調に付右の趣申上矣所享保度御調帳の通行上の棟被御付美

4

一 二の棟付帳の巻尾に集計あり 即ち

家数合 百四十四軒 人 数合 五百五拾三人
 内 当軒寺 内 五百六拾九人 男

5

一 老 家 御藏道意坊廻百姓 棟付人教御改帳

六之亟 歳三十七

此者先祖六之亟延宝元又丑棟付御帳に肩書百姓と相成矣へ共道意坊廻住居申此度棟付御取調に付右通申上矣所御詮議の上道意坊廻百姓と付上矣棟被御付美

内 老 野無役人 内 式百六拾八人 女
 内 百三十七軒百姓 御藏百姓四十五軒 内 受入 管
 御藏道意坊廻百姓九十二軒 内 四人 無役人
 内 四人 見懸人
 内 六人 末人

市 村 篇

一 御藏百姓 川家 六之亟居外 源 歳 歳三十三
 御藏道意坊廻百姓 小家 六之亟居外 又 吉 歳二十七

〃 老入 久吉父 源平太 〃 七十二
 〃 小家 六之亟居外 文 藏 〃 三十七
 〃 〃 〃 第五郎 〃 三十四
 〃 〃 〃 長次 〃 四十八

長次妻 とう 歳三十八
 同入子 久藏 十六
 同 葉太郎 三
 庄助 歳五十九

御願道兼坊通百姓 老家
 市村 武拾貳軒 道兼坊通百姓

(五) 淡路操巡通一札の事

長野県下伊那郡中箕輪村の上古田の唐澤幸兵衛氏所藏の「年記帳」にみると寛保四年 延享三年積棟人形をした、そして安永の頃(?)淡路の人形道市村六三郎と云う者が来て落着き、村人口人形を仕授したと云うが、彼は淡路の引田家文書を等し「道兼坊伝記」とし、人形の緋色書であること、古つて錦の袋に入れて持つて来た。云々
 其後死した六三郎の甥市村久藏なる者が、矢張り淡路の三原郡から来たが、彼も操り興業の緋札と往来手形とを兼ねたような書付を持つて来た。即ち

淡路 操 巡通 一札之事

一、淡路操の儀は本茂其帝座帝の御宇蒙御免則御朱印奉頂勲諸国巡通仕矣 依之此操之居之儀は何れ

に行儀共違儀には不及申矣、若御不冠儀御座矣はば淡路吉田源太夫方へ御間札可被成矣
 文化七庚午年二月廿日

淡路 稲田九郎兵衛領分 泉橋村 吉田源太夫

国々御役入衆中

吉田重三郎は寛政年間に淡路より来て文政四年に黒田で死に……(長野県下伊那郡上郷村) 棟付御調帳に寛政十年亡種なるもの信州へ出稼に出た、行衛不明の旨付上げられている。

黒田人形に関する唯一の古文獻「明神語記録」に
 寛政年中淡路の国より吉田重三郎と云う人形の芸人来り村内に専教 此者当村住居し文政中に死す(文政四年九月二十三日)
 尚彼の墓は上郷村下黒田大念寺に現存する(印南高一氏記による)

(六) 日向素性

弘化三年三月筒井村(現在の北阿万村筒井)庄屋田村次郎太夫が郡代奉行所へ届け出でたる三茶村道兼坊通日向素性並代々成行相調帳に依れば

源元相連重所廻

藤原 (天正十九年相果)

此者天應元年二月於禁裏御所紫殿之前三社神樂樣之式相勤申矣。付中院大納言林兼遠の御給直預敷所持仕居申矣。此者より先代段々相尋定得共筆記等も無御座矣。故素性の儀難相分石源之亟を初代に相定申由。且又京都へ罷登京師大夫右様下置。源大夫と相唱申由に御座矣。

二代 初代源之亟宛領 菊之亟事

引田淡路源之亟 (慶長三年五月相果)

此者續いて京都罷登。於禁裏御所前同助三社神樂樣之儀相勤矣。其後代々右之通相勤居申矣。元々々々數引連上京仕奉儀費用等相懸意故本人又は役者の内一人罷登。彼地にて右業体の首相座共は石式相勤居申矣。且中院林より御念符並に八馬懸儀帳帳下置。帶乃御免被仰付仕居に相用定得共御座國にては奉送相用不申由に御座矣。將又道重所廻の巻物先耳且初寺。西光寺へ予書御座矣。所右在持出奉後給大任矣に付則源之亟。役者菊大夫。佐大夫右連。寛永十五年上京仕奉儀御所へ罷出御先矩の通り御履筆の御巻物尚又被下置度旨奉願矣。及上入道親筆。名印の巻物被下置矣。由は右巻物相勤矣。道重所廻の由来を吉田殿の御書並に口伝等々以て相談矣。越後院御座矣。此巻物の着は三茶村道重所廻の宣物に付其後村方土藏に入置。鍵は村役人請持にて。毎年正月七日当國中懸座。相果右土藏より取出

右村大御堂廂内に相祭御座矣。道重所木像の前に相供之祭相浴矣。得は又々土藏へ入置村役人相予り居

甲由に御座矣

石源之亟所持仕居申矣。御合注此の通りに御座矣

会 符 省 略

三代 二代源之亟宛領岸之亟事

日向塚 源之亟 (慶安年中相果)

此者越後院林御代棒役三不御赦免被爲御付矣。奥源院林当地へ被爲遊御入京助於藤田村被爲御日向と名稱被爲下置矣に付其後代々本人に相成矣。は日向と相唱居申矣。由に御座矣。御田見並越後院林御代棒役其後代々於御城内御目見被仰付。於德島御城下様立居被仰付矣。由に御座矣。

四代 三代日向宛領

日向塚 源之亟 (天和三年二月相果)

此者延宝元年棟付御帳に一家と相付肩書無御座矣。書に棒役三不御代々より御赦免被爲成御書付御座矣。右の内菊大夫。佐大夫は源之亟役者にて御座矣。へとも。佐大夫。菊大夫に跡目能成者無御座矣。に付は源之亟に居用役者之内にて引奉申矣。書付上御座矣。

南泉院林御当地へ被爲遊御入台御砌於市村則記道實爲通の巻物奉入御上覽且御前にて様被爲御付其後
徳富成下兩年同日致七日死様之居被爲御付矣由に御座矣 徳富院林御代於御前度々様被爲御付矣由に
御座矣

五代 四代日向二男 源六夫事

日向椽 源之丞 (正徳四年二月相果)

此者兄源次早生矣に付親跡相親仕享保十五戌年棟付下御調帳に一家源之歌百性と相付花書に源之丞事
從元年御代々様被爲御付矣由に御座矣

南泉院林御代於御前度々様被爲御付矣由 五享保三年右林被爲御座御物送天十四人被下置其後
様被爲御付度送天三十六人死被爲下置矣由 且又享保元年中困窮仕矣即爲御手当様之居被御
付矣由に御座矣

六代 五代日向惣領 源六兵衛事

日向椽 源之丞 (享保十五年正月相果)

此者享保度棟付下御調帳家族に相付居申矣徳富院林御当地へ被爲遊御入矣砌於須本御前様被爲御付
猶又於徳富院御前様被爲御矣由に御座矣

七代目 六代日向卷子政七事

日向椽 源之丞 (寛保元年十一月相果)

此者三原郡徳長村にて森長左エ門様子入百性五郎惣領にて御座矣如明和三四年内分卷子に相成居申此
度棟付御取調に付右御経入林以当代長左エ門様御殿御証文に御郡代山形三郎六夫林御見印頂致仕源太
兵衛平源之丞家督相統の養子に罷成申矣

南泉院林御代於徳富院城様被爲御付猶又於御花宮並に田田御殿に度々様被爲御付室四五年より同
十三年迄七ヶ年之間時々御用の様被爲御付矣に付他国様被爲罷出矣養を御差留棟御付矣由に御座矣

八代目 七代日向二男 清太郎事

日向椽 源之丞 (宝歴十年七月相果)

此者兄吉之助勝手を以て別家仕矣に付親跡相親仕居申困窮に付延享三寅年銀札一貫目拜借被御付利
益にて百両死十ヶ年に返上奉仕矣旨に御座矣

南泉院林御代御祝儀芝居於御兩國御山下に被爲御付矣由且又田田御殿 大谷御殿に様被爲御付矣
由 猶又寛政六寅年於須本八幡宮兩ヶ奉上様被爲御付矣由に御座矣

九代目 八代日向惣領 辨助事

日向掾 源之丞 (天保十二年正月相果)

此者諸事先代の通相勳受旨に御座矣

十代目 九代日向三男 民次郎等

此者只今本人にて御座矣 兄類之助早生仕矣に付親跡相繼仕居申矣 先代より若殿林御誕生を奉旨御位階御昇進並に諸祝儀之御御於御兩国御山下に度々操立居被爲御付矣由 九右様之居奉願上之節先年より長者連判にて願書差上未居申由に御座矣

右者三系村遺業坊連の日向素性成行等相調是故被仰付奉畏右之通相調申上矣 宜敷被仰上可被下矣以上

筒井村組頭庄屋

田村次郎太夫

弘化三年三月

御郡代林御手代

柏木八百太夫殿

河野 遠平殿

池沢宇右エ門殿

伊藤 龍太郎殿

(一) 引田源之丞 (二) 淡路掾 (三) 日向掾 (四) 源之丞

(菊之丞)

(崇之丞)

(五) 源太夫 (六) 源太兵卫 (七) (養子)政七 (八) 清太郎

(九) 辨藏 (十) 民次郎 (十一) 岸兀エ門 (十二) 善三(現存)

(徳島市在住)

第二章 淡路堅秘書

(一) 編 吉

淡路人形屋元には偷言の写しなるものがあつて、之を當所^に持して巡業に出たものである。(文面は前章味也筆の編に出ている)

右の遺言は三糸村庄屋鈴江助五郎の内にて書かれたるが、庄屋の家にも不幸が続いた時、この書の石片りならずして源之丞の家へ移された。然るにこの家にも不幸が続いたため西光寺に保管されてしたが、住取出奔の時持去つたとか(一説には焼失したともいふ)

淡路軍に出ている如く、其の後再下附を受け、三糸村^{トク}殿庫の前には小寺(御堂)三枚敷位(ま建)と編言と稱して之を納めて置き、毎年正月三日には編言祭なるお祭をして、各座元から遊ばれた当番に依つて通夜をなし、各人形関係者多数参拜してはたの争である。

尚この建物は昭和二十年頃まであつたが、遂に取除かれて、編言は三糸組總代が保管して置いたが、現在行方不明となつてゐる。

(二) 其他の書目物

1 梅免書

一 夫檀^檀者^檀又^檀有^檀款^檀二^檀天^檀勸^檀請^檀曰^檀每^檀吉^檀凶^檀以^檀大^檀勢^檀言^檀天^檀帝^檀鬼^檀魔^檀退^檀穢^檀參^檀夕^檀族^檀除^檀災^檀者^檀也^檀
天覺之処如件

中院大納古 教 達

天文三正月 引田 淡路 椽

2 人馬貸銭帳

文久二年
人馬貸銭帳
卷 亥 三月

裏に

高田殿御用

吉田 伝 次 郎

慶応三年
人馬貸銭帳
丁卯 三月

裏に

高田殿御用

福永 幾 太 夫

内に 覚

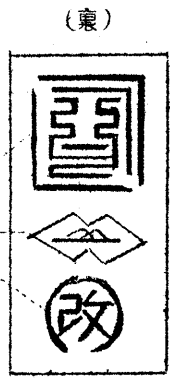
- 一 人足 二人
- 一 宿鳥籠 一挑
- 一 軽尻 一疋

当敷江由稀有之付海山里為諸祈念国々江往未矣道中筋并。在道海川渡等轉滯肝敷可給及
人馬入用之節者其倍々無遷滯採善立可給矣

国々諸役入中

中院殿後新中

3. 御用札 (吉田佐次郎屋のもの)



燒印

4. 道薫坊祭

三茶組大御堂ハ幡宮の取宮として蛭居社がある(写真参照)

堂内に蛭居を中心として道薫坊・百太夫・秋葉神の四体を奉置す(彼の裏に奉彩色四尊再建
寄附 当村中三ヶ村歴年中 干時文化或申五月吉日 細工ノ当村住大谷松次とあり 又前に
筆跡たや張には文化十一年正月とあり)
毎年正月六日御開扉をして各座元始め人形附係者参拜した、この祭も明治廿五年頃まで並行
せられていたが 何時しか止んでしまった。

第三章 淡路人形の沿革

(一) 義太夫全集に依る榎芝居の起原

慶長五年 沢住檢校の門人目録屋長三郎と云う者があつた。且に擧ぐこの浄瑠璃節を、同時に眼に見せ、來しませたる一層面白からうと云うので、人形の名産地である攝津国西宮から傀儡師引田某を招き、色々相談して、浄瑠璃に合せて人形を操つることを始めた。これが榎芝居(人形浄瑠璃)の始まりである。養州府志に云ると、榎芝居の元祖は目録屋長三郎でなく、滝野町当の門人次郎兵衛と云う者、監助某を語つて、傀儡師引田某と共に榎芝居を始めたとある。何れにしても慶長五代であつたことは確かである。滝野町当は浄瑠璃節の曲師を依つた人で、沢住檢校と共に浄瑠璃節を三秘樂に移し、右の方者である。

(二) 河竹繁俊氏の「人形劇概観」より

1 慶長から元和にかけて、京の四條河原では、幾つもの人形浄瑠璃芝居が軒を並べていたのである。

書置に云ると、この頃の川屋梅の粗末な劇場は、四周に竹矢耒を組んで建てる、舞台の上だけ、屋根が設けられて、舞台はちよとさきかけ芝居に用ふる箱を嵌入して、榻之石という形で、勾欄から見物席の方へ斜面が設けられていた。人形はその大箱の中に身を隠して、人形遣によつて操られ、バツフは幕や襦袢、簡單な切出など、道具ぐらひはあつた。浄瑠璃は太夫によつて、その幕の蔭、あるいは一段高い床から語られた。語り物はちよやく「浄瑠璃十二段童子」が飽きやうな「阿弥陀胸割」「葵天国」「午王燈」「親實記」などというものが歡迎され、又義経節も提携したり、人形の座も大に行はれてした。

その血節は次角と滝野の兩檢校の二系統が最も歡迎され、技能的にも傳つていて、その養長は前者の硬いのに對して、後者は軟い語り口であつたと云はれる。

2 江戸阿波淡路島に於ける人形には注目すべきものがある。元來慶長初年に浄瑠璃と提携したのは、攝津西宮の人形遣であつたのであるが、その曲宮系ものは、淡路島と阿波と「栄え」文藝ども、その発祥は淡路なのである如く、本原本元の體はある。多数の人形座がかつては存続し、現在とても興隆を以てゐる事は、本書の古伏氏の記録の示す如くである。

(三) 廣川清氏の「淡路人形芝居」より

1 淡路の八形座の起原を語るものに三種ある。即ち「音曲道寛篇」と淡路座秘書の所伝である。前者を見る。

伝に曰く、横州西宮裏美須大神の神主に森田後といふ者あり。同社家に森兼太夫といふ者。兩家争の事ありしに勾争に兼太夫負けになりて、男子一人同家へ養子に遣はし、其身は后尾尼ヶ崎橋念寺といふに便り、渡世の爲に工夫の上古き袴種をしつらい、八形を人形を拵へ、自依の文句に「平家」に依りし節をつけ、人形を舞し、町・村共に鬼物賞しけり、

堂上堂下御見物なされし、いづく御褒美をいたされき、其上

日本諸宮様座諸能冠勅免

安匠

上村兼太夫

淡路国三原郡三茶村住人

後受領して上村日向少祿藤原百不夫淡州三茶村に所縁あつて立越、困窮の百姓へ八形を拵へ、教へ、城主御免にて四十八座禰り取立にあり、国々へ銘々所持の口宣は右の字なり、之々とある。

後者は即ち「淡路座秘書」の所伝は「祭座図絵拾遺」や「南水漫遊」や「声曲類纂」などに次々に引用されているもので、要約すれば諸冊三神の御子の蛭子神が西宮の浦で漂ひ着りて鎮座し、したが、後代に至つて道寛といふ者が、この神の御心を慰めたので、これから風波が静まつて徹

船の多くの奥を得る事が久しかつた。時道寛が暫く病んで没したので、又風起り波が高くて獲がなかつたから、百太夫といふ者が人形を作つて、神前の箱の傍に身を潜めて、人形を以て「吾は道寛なり、尊の御機嫌を信はん邊察りたり」と云つて御心を慰めた。それからまた波が静まり獲もあつたといふ。時の帝がこの事を聞し、百太夫を祭庭の祭毎に出動すべき由勅定があつたので、都に上りその儀を勤めた。これに依つて「大日本者權國故以慰神慮有為諸技言首」と云う宣符を賜はり、諸國諸社神いさめの事が勅免になつたので、胸に箱を掛け人形を以て神いさめをして諸國を巡つた。これが徳使師の始めである。百太夫は諸國を巡つて、淡路三原郡三茶村で没した。何某四人の者が、百太夫に鬼復を暫し、鬼復の技をなした。これが淡路座秘書の始めであるといふのである。

2 志田氏はこれについて

以上二種の所伝に於て、前者即ち森兼太夫(上村日向祿)とする方の所伝には、天正五年といふ紀念が見えるから時代が略々明かであるが、後者即ち道寛及び百太夫を拵り出す方の所伝は、時代について語る所がなく、且又道寛と百太夫とが、年代上接續する人なのか、それとも同僚のある人なのかの点も甚だ明瞭を欠いて居る。特に道寛及び百太夫と云ふ者は、後に考證するやうに実在の人物とは認められぬのであるから、結局淡路座秘書の所伝なるものは、淡路の操は

曲宮がりの伝承などの事を読むのみで、その時代やその人物に就いては語る所がないと云うことには多のである。

と記して居られるが、よくこの面のいきなつを、物語るものといえよう。なほこの外に、明治五十六年に十三世上村謙之丞氏が編纂された「源之蛭田系記」なるものも是れ也。以上の二説を綜合補綴したものとしか考えられぬ。

(四) 淡路人形の起原

1 広川氏の説く如く、淡路人形の起原に二つの説があるが、
祭屋図繪に載せられる狂歌に

「首かけの人形まゆしのほつちんは、西の宮からはしまりぐ」とあり
又駒井散人著書に

「木偶を弄する者を傀儡師と云ふ。榎津曲宮より出る、俚俗是を箱出坊と云ふ。又出征坊とも云ふ」とある如く、西の宮の産所（現在は山上）に住居した傀儡子の徒が已の信する曲宮神社の表神の信仰を弘める爲、小さい人形を携へて諸國を廻り、その一派が対岸の淡路に至り三茶村（元産所とも云ふ）に主着して傀儡の技を伝へた事は、先人の研究に依つて肯定出来る。

表 入

現在もなほ丑末に「夷人と稱し全淡各地を各座本別に分割して、それぐ持場を定め、各戸に夷大黒のすがたを印刷したものを配布、正月三日から三番更を携へて各持場に行き各部落の鎮守を始める家々に至つて御祈禱をする。

現存する座元名次の通り

佐次郎	市村与右衛門	八佐エ門	金六夫	権兵五
権平	源之丈	市村六之丞	桐川鹿五郎	田中権八太夫
権兵五	久保勘右衛門	福太夫		

各座元の特場は売買譲渡、合併等。佐統は詳かでない。現在持つて居る人は多くの人形役者の家が多い。

(五) 慶長一室永年間の操人形

1 河竹繁俊氏の説に依りて

「傀儡子（師）」はくぐつまゆしとも呼ばれる。この政郷は中央アジア、パミール高原方面に、一十百餘年前、奈良朝廣に散居した云々漢芸が日本に入つて来た。その内の一種である。

コ 日本へ来てから 賤しい帰化民族として取り扱はれ 大道芸人として漂遊してはうしく、おもに婦女子が人形を手にし 歌謡曲に合せて舞ゆせ 道行く人の足をとどめと云う。古つて見れば、これが日本の人形芝居の王子です。其の後永い間 門附芸人の一種として 日本全国に広く行われていた。

2. 三百五十年程前は首懸芝居。

3 京都の目貫屋長三郎なる者が、人形を提携して 立体的に演奏し漫出してみようと 榎津田宮の徳俊師と計つて試演してみた。

4 はじめは京都に味え、次ぎに江戸が本場となり やがて寛文・延宝ころから大阪に本陣が移つて 現在に及んだ。

以上で人形芝居の日本に於ける發展史を記したが、こゝに淡路の人形について記せん。
5 津名御船屋村 小林六太夫(当主藤一氏)に伝ふる書に

奉 差上謄り訂正し居(……印は不明文字を示す)

一、当三月私手下房三郎正木村に罷^在美治兵衛 善兵衛 庄兵衛と申三入し者私屋敷も不仕家屋敷取
に相成幸町久兵衛屋に罷在美淨瑞瑞太夫豊守川汀……本林木町三丁目七兵衛屋本三右衛門
芝居諸道具役者二十人召連清野子右衛門御代官所正木村原藏と申者の晴天十日代銀は三兩に……

正木村に而豫興行仕居処右三人頭取として致……

……木戸を破り其奥屋へ込入悪乞を申狼藉仕役者衆へも手向致打殺林と申矣故役者衆も遭被
申矣 右之若任合故様も相止め右代様も儀取不申其上先々約束致様も……遠京路里々不届
に付右三人、着共籠舎被爲御付是段御長に春存矣 此上何国在々所々へ御出被成様興行是共私
儀は不申及東国曲国在々所々手不共へ此旨相離矣而堅く相守せ可申矣 若又相着共御座是は
ば……仰上如何様矣申可被爲御侍 爲後日之誤り証文依て四件

宝永五子五月廿七日

田 五 門 判

御月番

出羽 遠江 守林
坪内 能登 守林
松住 巻 岐 守林

右之通三御奉行林へ誤り証文差…… 鼻在々所々之手不共へ相離堅く相守は共御請……

畏矣

棟 座 本

水戸宰相林御下 薩下藩右エ門殿
土屋相模林御知行下 北条若狭大夫殿

松原阿波守林御知行下 上村 日向藤殿

黒田豊前守林御知行下 鈴木重郎右門殿

松平陸奥守林御知行下 大和三郎兵衛殿

長谷川猪兵衛林御領 八角伊右エ門殿

江戸棟座本

肥前林 藤原清政殿

薩戸林 藤原直政殿

丹羽少林 平政信殿

藤原重信殿

右之外国々棟御座本衆中

因 左 工 門 判

御芳津名郡貼原曲村 小林 六太夫

6 「国君へ礼拜を諷し 課役を除せらる。むかしは傀儡の部頭三人あり、源之丞、菊太夫、左太夫等

世、此三人に課役三本を賜りし事策書載侍す、後、菊太夫、左太夫の兩家滅亡し源之丞のみ運統

す、則課役三本は其座中に賜る。」

更に同書に

「享保九辰丑六之辰より洲本奉行所へ差出したる書付に

一、私祖父六之丞と申者前藤は後進員太夫に相替罷有美処光隆林(註) 警須賀丹五世寛永七五十五

日生寛文六年五月子(三原郡)に御成 日光寺に御参詣被爲遊定跡市村法藏寺へ御立寄被爲遊定而

私祖父六之丞被召出様被仰付美処早蓮御請申上澄瑠璃相感定而奉上壇座美処御機嫌宜敷御詞之御褒

美原敷仕御礼申上美炊に伝承仕矣 右の引付を以て祖父六之丞代より親六之丞私延三代之間傳

皇御殿内御祈禱之禮主度々被仰付相勤申矣 其御徳島洲本於兩所之居の儀も私方より度々奉齎矣

如願之通被爲仰付相勤矣、賜指の儀も代々傳し来申口付帶し居申儀に御座矣 以上

享保九辰年五月十一日

7 淡路の今紀傳に

往昔國君南崇院殿(註) 蜂須藤才五世光隆殿(御巡國の時日光寺)註 本帆村へ入らせらる時

に上村座より様を上壇に備へ、淡路様と云ひしを此時より日向殿に改め、日光寺は旧日向寺と書

きし故なり、又同郡市村の法藏寺へ入らせられし時六之丞も上壇に備へ、以美原座共に御枕儀之

華ある時は此す兩座に命じ、様芝居興行せさせらる、御例となり、各一刀を贈る事許す、日向

殿は年始に拜謁をも免し給ふ、其後又靈徳院(註) 警須賀丹十世享保六年八月生、安永九年八月

卒)も御隱居あり、専ら様人形を好み給ふ、日向殿を西して勤めしむ、其説に

「三条の者は腸指やせせしおぬは離内門湯」

8. 「川等の記録に依つて 寛永五年に於ては 源之丞はじめの六之丞、菊木夫、佐太夫屋敷が各地で興行してゐたことが立証できる。偶々阿波淡路の藩主暨徳興才五世光隆のお氣に召し、これに保薦を受けるに及んで、益々隆盛となる。かゝる折大阪に於ても奥享三年近松門ヶ門と行本義太夫との提携に依つて 新淨瑠璃即ち義太夫即の発表、豊竹若太夫は元禄十五五年豊竹屋を起して竹本座に對抗し、義太夫即の全盛時代を理出した時、三条村に於ても正徳、享保時代の全盛期が現出した。

(六) 享保時代の全盛期

1 淡路古今紀即ち享保五年調査した淡路国諸物付戸数

(享保六年閏七月)

	津名郡	三原郡
男女合	五万五千七十二人	四万八千六百十九人
内 百 姓	二万五千四百二人	二万三千七百八十二人
僧	三百二十五人	二百六十人

山 伏	三百十五人	二十一入
社 人	百二十五人	百三十四人
尼	四十七人	六十九人
女	二万五千百七十九人	二万三千百九十六人
	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
	六十六人(道業坊廻し)	八百六十四人(道業坊廻し)

2 松花の淡島屋隠に曰く

当時其組の魁首たる者上村日向棟、市村六之丞の二人なり。是等国君の命をも奉りて御祈禱の操を勉むる事常例なり。上村氏は三条村に住し、六之丞は市村に住す。前大守宗鏡君(註 享保六年八月生、安永九年八月卒)御隠居の後、専ら操人形を好ませられ、毎々日向棟を召して勉めしむ。寛政六寛政寛政大早にて、当洲本にても諸寺に命せられ、兩請の御祈禱まじりなれども、一洒もくだらず。猶旧例に依つて須本八幡境内に於てお籠りし御付り日向棟二山を勉め、次に磯羅行管原佐藤五郎様となす。太夫は村太夫、和国太夫、谷下夫妻なり。須本假名太夫も出て勉む。七月朔日なり。市中寺院にて樂座を張り繰行すること全度始めてかと沙汰ありしに、享保九年大早に源之丞(今の日向田世以前)に命せられ右境内に於てお籠り相勉めさせしむ。この向棟興行ありし処奇蹟ありて、十二日の向座を下しける由なり。又之日向棟持伝る処の父翁の面は名依

にして、ムとへにこの面の奇瑞を顯はしたる事なりと、寛政六年の興行の時翁の面の由來御尋ねありける御答等に

「私家に數代侍仕へ宗翁の面田未如何と亦尋ね得ず奉畏矣、右翁の面の備着用田天皇御序春日佛所權又念と申有月之夜、由申佐宗傳共體成證據は御座無矣、先年より諸国処々に於て諸事御祈禱翁渡在疾節は奇瑞御座無事教度に而御座矣、則今日兩請御祈禱にも右面相用る事争に御座矣、石お尋ねに付申上、疾宛相違無御座矣、宣教被仰上可被下矣、

寛政六年七月朔日

上村日向棟

以上

木村六三郎林御手代

高木津右エ門殿

3. 波路野に

享保元文の頃は四十株にあまれり

とある、田田茂馬氏が報せられたる所に依れば

三原郡

上村日向棟(引田源之丞)

吉田佐太夫

我谷菊太夫

市村六之丞

吉田佐次郎

我谷紋太夫

我谷忠右エ門

市村伊右エ門

市村島太夫

法治川平太夫

法治川金太夫

吉川左五郎

我谷忠太夫

湊谷平太夫

福永幾太夫

源之丞隠居座

中川善太夫

福永司太夫

土佐福太夫

法治川品太夫

上村文太夫

吉川長太夫

上野文三郎

島谷七太夫

法治川熊五郎

市村勘藏

(以上二十三座)

津名郡

志筑源之丞

鮎原若太夫

中村佐太夫

中田文太夫

鮎原勇太郎

吉田幾右エ門

市村壽徳太夫

假谷重太夫

中村文太郎

中田品太夫

中田忠之進

中村重太夫

志筑佐五郎

吉田磯太夫

(以上十四座)

○参考 我入(四一頁)に記載した屋元名参照せられたし

4. 三系村にある古刹慈尊寺に於て、慈尊寺と equal 寺の沿革を調査した、その記録に

宝永三年 市の六之亟祖

正徳元年 六之亟一

正徳四年 六之亟父

正徳五年 菊太夫父

享保元年 源之亟父源太夫

享保三年 幾太夫妻

享保十八年 定太夫

寛延元年 六之亟妻

又この過去帳に太夫の名の付いたものが多数あり、正徳・享保年間に於て旅死と書いた者も相当ある。

熊吉寺境内の新四圍壁に安置されている大師像を見るに

正徳六年三月 光明真玄講供養

鈴江又五郎(庄屋)

十太夫

佐太夫

幸太夫

源之亟

茂 太 夫

菊太夫

市太夫

助太夫

与左エ門

等の名を記してある。

5 享保 元文の頃は四十株に余り、今十八組残り、十六座本と稱す、其の名元の如し、

(十八座本名 前記にフキ略)

岡田茂馬氏に依れば、ヤ、異つてゐるので参考迄に記せば

津名郡

上野 源右エ門

小林 六太夫

引田 鹿五郎

吉田 安太夫

三原郡

上村 日向椽

吉田 佐太夫

我谷 菊太夫

市村 六之亟

吉田 佐次郎

源之亟 隣居座

市村 伊右エ門

吉川 安五郎

式屋 忠太夫

湊谷 平太夫

中村 久太夫

福永 幾太夫

法治川 金太夫

市村 紋太夫

6 戸伏大兵衛氏の「淡路人形座の系譜」に

淡路軍に今十二組残り、十六座本と稱すとあつて、ちよつと見ると、淡路の人形座は、よく減少して、漸次衰運に向つたかのやうに見える。然しこのことは、ヤナギ軍に於ては、いけなさと私は思ふのである。淡路の人形座には所謂座本(大座)のほかは小座といふものが相当ある。旧時の座名は大座はガリのものではなかつた。座名は興行権の株を示すもの耳。又幕の「エビス廻」でも、教入組の三番屋でも、或は舞台用の「エビス廻」に於て、小人教で地方を押しまはる門付芸人の山ダグループでも、何れも行先々の目撃場ではどこかどの座名を申し立て

る(中略)

享保 天文度の四十余座と云々のが 世ずれも大座ばかりでなかつたろうと云ふことはこの點か
らも推察がつく。然も十八組残りの書かいた寛政時代よりも すつと以前にあつた文化八年の
三条村棟付入敷御改帳(オ一章参照)に依れば 淡路人形の本家と云ふゆゑに上村源之丞の一家に
けでも すでに当時十数家の分家があつて いずれも「道真坊廻り自性」の肩書を保有している。
この十数家は 大体に於て皆 同座の座員として一括されるアヤツリ師であつたと考へられるか
ら、同座以外の大座附属のアヤツリ師を入れると 随分の教になるはずだ。だから享保 天文の
頃よりは 文化・文政度の方が 淡路人形は漸次隆盛に趣いたものと見てよいだろう。私はさう
考へる。

つまり私は「淡路草」にいう十八座本は 当時残つた大座の株である座名だけを教之たものでな
く、
とあり 一つの間方として記して置く。

(七) 元文より文政に至る

三条村大御堂八幡の冷籠に 天明五年十一月吉日 上村源之丞座中奉祓とあるのや 同村脇宮戎北の

暖に 文化十二年正月 道真坊 百六夫の像の裏に 文政三年五月吉日奉彩色田筆(註 我 道真坊
百六夫 秋葉神)再建附とある。

(六) 吉川安五郎氏(安政三年生)に画く人形座本と故実

1 吉川氏子供時代の座本名(勿論大座)十四座

上村源之丞 本座	上村源之丞(隱居座)	吉田 佐次郎
中村 久太夫	福永 幾太夫	中村 忠太郎
吉川 母五郎	中村 菊太夫	市村 六之丞
桐川 鹿五郎	我屋 甚下夫	引田 六三郎
山林六太夫(島原)	志筑源之丞(志筑)	

2 故 実

イ 以上十四座元は毎五旧十二月十九日 会合を開く。各座元はゆせ、巡業先から帰つてこの会
に出席 明年度の巡業先・人形役者・太夫等の座員 協定 其他重要事項について協議した。
そしてこの会を協定した事項に違反した座元に対しては 相違な違反料を課した。
又津石郡の二座は同じ座元であるが同格と認めず 一枚下座に控えていた。勿論最上座は源之

巫であつた。この座元の会合は 明治十五年までやつていた。
口 歌い初め

各座元の年始の儀式に最初めの式がある。各座所屬の人形伎者が正月一日各座元の家に年始の
礼に來て御座を受け、そのまゝ夜を徹し、二日午前二時頃ともなれば一番太鼓(やぐら太鼓)
を打鳴し、二番、三番と打つて、夜の明け方ともなれば兼冠ぶく三番豊を上げ、続いて大御堂
八幡並に部落内のお社に三番豊を奉納して引奉げる。
八 門 出

巡業に出るの日も、座元の家や大御堂八幡、我社の神前に三番豊を上げ、巡業中の幸を祈願し
た。

二 御祝儀芝居

淡路人形芝居は領主蜂須賀家から非常な保護を受け居たため、其御礼としての意味で、御祝
儀芝居と稱する様興行を徳島城下で南演した。これが烏が明治初年に於ては四国地方で南演す
ると、一里四方の興行は全部中止せしめた。

3 兩子芝居

享保の昔洲本で兩請様の事はすでに書いたが、今尚つれが残つてゐる。

(九) 明治以降の人形座

1 明治四十年頃

上村源之丞 五株 大里組 恵比須組 布袋組 福孫組
弁天組

引田源之丞(隱居座) 吉田佐二郎 二株 (本座 新座——若衆組)

中村久太夫 福永幾太夫 中村忠太夫

市村六之丞 桐川鹿五郎 小林六太夫

志筑源之丞

2 昭和十年頃

市村六之丞 吉田佐二郎 阿部源之丞(阿方)

八 幡 座 小林六太夫(中川原) 淡路源之丞(志筑源之丞)

3 昭和二十七年

市村六之丞 吉田佐二郎 小林六太夫(中川原)

淡路源野丞(志筑町)

第四章 三番叟と戎舞

(三番叟の図)



(一) 三番叟

淡路の三番叟は、地謡に小鼓、笛をあしりへて演出するもので、三番叟、翁、千歳の三個の獨特な頭を用う。元来三番叟は、人形座に於ては、口を神体化し、必ず別箱に納め、用演ともなれば袖棚を設けて祭壇の一部に祭る。三番叟は嚴格に古々と神樂三番叟を、役者ガコに操ることは、即ち神への奉仕と心得てゐる。従つて、口を操るものは、其度に香戒し、先ず神酒を供へ、洗米を祭つて、然る後に操るのが例である。これは元龜年間、引田淡路、椽が禁裡に口を操りて、三社神樂を奉納した古式に則つたもので、今尚輕々しくしない神の舞臺となつてゐる。

三番叟の人形に限り、今も二人使で、即ち主役は頭と兩手を使い、一人は足を遣つのである。尤も地謡を載せ置く。

式 三番叟

「謡」とさぶらふらり、たうりらあ」

地「ちりやたうり、たうりや」

謡「所千代まゝ、おはしませ」

(二) 戎 舞

(戎の図)



里へ 色の黒き尉殿「御世の如く色の黒き三番叟 天下泰平と舞のおごの心事
 何より以て安矣」 「それば矣 まつた後の木夫殿には 元の座に御直りあつて
 この尉が舞の手を「よしはやし矣へ 後の木夫殿」 「御の如く後木夫殿に直り 尉殿
 の舞の手を確せん争何より以て安矣」 「ほうを 先は尉殿の舞の手を早申し其後座
 になほろうすにて矣」 「まぶくおなほり矣へ」 「まぶく御舞矣へ」 「おな
 ほり舞くは舞の舞の」 「それありは御舞の舞の」
 左より目出度き鈴をまいらそつ あ あり ほうがましや矣 「それこそ……」
 こなたこそ—— 〇
 諸「有難の(おひ)こつや 有難の(おひ)こつや 月住吉の神遊の みかげをおがむ新たせよ
 げに(おひ)まぶくの舞姫の 声もさなる住へのの 松がけうつるなる せりがいはとは
 こけありん 神と君との道すべし 都の春に行くへきは こけぞげんじよううくの舞
 さま萬歳衆にはおほみ衣 十すかゝるなには罪魔をほりる おさまる手には毒備ざりた
 だき 十秋衆は民さなで 十歳衆には命さのぶ 相互の松風とあつたの言てたのしむ
 十あつたの言てたのしむ。

淡路の漁場では 正月十五日 九月十五日には 此等漁祭の入形を座を 其の浜の広場又は宮林の境
内で一日開演する。この芝居の時には必ず 若舞の一幕を入れることになつてゐる。そして女に言
する文句を紋有が語る。最後の「鯛を釣つておどつた」の所で 生きのよい鯛 或はその処で獲れる
本物の魚を釣ることになつてゐる。

(津名郡の田良はこの時種を引くことになつてゐる。その種には勿論 生きのよい鯛がたかく入つて
来る)

あぶす 無年

そもく目出度き御あぶすの 生れひうまる正月日をいつせと面へは 福徳元年正月三日寅
の二てんまだ卯の刻にならぬち 信濃の國は豊作するの宮もと左廂のもとに安々と 御
生なす川くくち。

初湯なんどさるかせや申せば あつたが口より鯉魚を出し 温湯が口より温湯が出し 熱湯
にぬる湯を合せして ちぶ湯なんどを奉る。

そも そもく目出度き曲の宮の我三郎元門之尉と云ふ人は 信なる人には種を堪へ 福
の神々にと祝ひ申せば御癒もき所に みの種をひいて 笛やたしこ かんこ かんこ かんこ

ぬの声口につもきつとかまへた。乙女の鈴の声にのみかされ 我さんが浮いた 浮いた 浮い
て来た。あほし、ガリキメ、おりの高に着はして四つ地の ゆうんじ、しやなうしよく
とはきしめて みくろの中へと飛入つて

詢「田方をきつと見廻して ちいこつな ちいこつな ちいこつな ちいこつな ちいこつな ちいこつな ちいこつな
かの大盆に十しつけ引き上り(コノアロダニ魚祭の時は鯛の名前を云ふ)したものでぞ
はほしくけり。この世が酒に酔ひたる北持は 左の方へはよろしく 右の方へはよろよ
ろ よろしくとよろめけば 氏子衆が集りて当村へ移した 移した。我さんを見せいな
時のゆきに 舟に竿やし沖口灣を出て 沖にもなれば 須磨の浦には 須磨に洲崎で
立はせぬく波受けて 浜の千鳥は友の声は ちりやちりりと ちとぶ所を島がががり
せ ちの昔はかりのちり かりのちり 灣をみせてな 鯛を釣つておどつたく
玉のやとなるたんとたんとまき せかながせなく 竿やつけたち 釣針つきたち、大鯛
両も万両も引たり 巻いたり 引いたり 巻いたり 尽ませぬ御代にや目出度り。

第五章 人形座の組織

(一) 座本

- 1 人形座の資本家を座本と稱し、舞台道具式(バック用機、引幕、水引等)頭、衣裳、足籠、動物(馬・猪・鳥・狐等)其他乗物用道具等の所置荷物(鳥籠、火鉢、煙管、長刀、槍利、みの、笠等)道具を所有する。この内の道具はすべて機に入財、席を占む。一座の動物は三百石舟に一杯、荷車は、三十石以上に及ぶ。重量定に三千石と稱せらる。
- 1 襦袢は、各芸種毎、幕毎に入れ替りゆる外、御殿の場ともなれば「舞台廻り」と稱して、大小色とりく異なる襦袢を、ロウソク、花火等を用いて、舞台装置のトリックを連続的に見せる。その段階、四十八段に及ぶ。「舞台四十八段返し」ともいっている。
- 2 幕、普通は引幕以外に「芸種幕」と稱して、忠臣蔵、朝顔日記等を通じて、即ち大序から大切まで見せる場合(立芝居)その日は天々幕向の意匠をこつと見せる。
- 3 頭、頭機は全部三個(上頭、下頭、女頭)あつて、総計百個内外、男頭には赤塗、白塗、肉色の三種あり。目、眉、口、鼻等動く頭と、全部動かぬ頭とがあり、女頭は普通白色、特別のもの

のを除けば目だけ動く。更に用途、型等に依つて、衣表の如き種類がある。

種別	文衆に於ける名袖	使用せらるる人形の例
魚目	文七頭	王齋前の金藤次、一の谷の鯨谷
別師	師檢非違使	忠臣蔵の判官、木刃記の久吉
劍別師	全	宗五郎、中川清彦、松王丸
三曲	曲源太	六十の重次郎、二十四孝の勝頼、一の谷の教盛
家老	老孔明	忠臣蔵の田良之助、妹背山の犬件次
馱羅助	馱羅助	忠臣蔵の平右エ門、油屋の喜助
ヨリト	老入	近江源氏の時政、妹背山の笑次
大ヨリト	庵一	王齋前の六公望
世話ヨリト	武氏	伊賀越の平依、忠臣蔵の牛市矢工
サクマ		七本槍のサクマ
新丸目	田七	若士、七本槍の正清、忠臣蔵の弥五郎
ハンドウ	手勘平	二十四孝の村上、菅原の文蕃

亭主	又平	白木屋の丈八・朝顔の徳右エ門
氣配の若男	源太	虎臣藏の力弥 一の谷の教盛
泣男		種根の土六・彦山権現の若右エ門
鼻動	鼻むり	忠臣藏の伴内 飯山血屋敷の鬼太
娘		
嫁		
婆		
悪逆	莫郎	朝顔日記の若うたき 安達ヶ原血仗目の婆
子供		少年少女 其の教種類
タンゼン	つめ	取・賤元等
特種頭	一役頭	男卜慶清・金時・後徳丸 女一八汐・お岩・岩麿・三瀬前の梨割

一役頭中の「酒天童子」 五升樽ほどの大ききでツイト業ホを引くと二本の角が飛出し 口は目まで裂ける。

三番叟の頭は三つとも特種頭に属す。

(二) 太夫 三味弾

太夫には昔から淡路出身が少く 阿波出が多い。三味弾は大部分淡路出身者である。

1 太夫一座の組織は「本太夫」(三段目語)「助語」(二段目語)「ツヤ語」(二段目語)「袖の場語」(端場語)「序切語」とし 其他に見習生が二・三名一座に加はる。
明治十五年頃から 追箱オキコと稱して 本太夫よりもヤ、上位にある太夫を入ツキ付初ツキと稱して切狂キキを語りせた。

2 三味弾は 立三味線 二枚目 三枚目とし 本太夫即ち三段目語りと弾くものを最上位とす。其の見習生二名位一座するを普通とす。

3 太夫及三味線は 一ヶ年固り単位として雇入れ 総て給金制度であった。

(三) 役者 (人形廻し)

1 役者には座付の役者と 毎丑臨時に雇入れの役者と二種あり。座付の役者とは子供の時から専ら其の座で修業し 其座を一人前の役者となつた者を云ふ。

役者は手道具と稱し人形の胸、手、髪、道具、かんざし、刀、冠類を持つ。(これらは座元には一つもない)この外、明治十年以降、芸に熱心な者は「使い頭」と稱して、自分の得意とする人形の頭を、自刷頭ジキガシラと稱して所持していた。

2 役者の修業

普通人形役者を志望する者は、十一、二歳で、座本の家に五郎奉公として雇はれる。(遅くとも十四五才から始める)

入座当時は荒物方ワモノカテ(上演に必要ない道具を準備したり、設備したりする者)三年後には荒物頭となる。荒物頭ともなれば、新入生の荒物方の指導をするかたは、ほつぐ足を使ふ事と格闘する。十八、九才となれば、一日に二つ三つ程度で人形と組立てると同時に、その人形を使ふ。淡路では自分で使ふ人形はすべて自分で組立てる。女方は人形のかみまで結う。二十才から二十五才位までは足、便が本取と云ふ事が出来る。二十六才位から手に廻る林になつて、先ず一人前の役者となる。勿論其人の人に依つて役は違つが、茶屋場の由良之助であるとか、六十の光秀の役者となる。足谷の如き人形はなかく使えない。随つて人形役者としての足使の時代が、ゆるゆる修業時代で、足の使い方が悪いと時には高い下駄(高や八すー一尺)で躓上げらるうてである。又役者には立役タテヤク(男人形)、立形オヤマ(女人形)との区別があるが、十兩役者ともなれば

男女何れでもやれる人はある。

3 役者の給金

人形役者の一人前の看を記録取と云い、其の他は七分とか八分とか云ふて歩合がある。荒物時代は無給、業者頭を三分、座付の看で、即ち其の座のみで修業した者は十八、九才で八分、二十才を過ぎると記録取(一人前)の給金を取るが、他の座で修業し座座して来た者は、三十才以上に及び、芸道は一人前であつても、八分より支給せられなかつた。

4 一座の人形役者数

昔華やかなりし時代には、人形役者三十人乃至六十人を以て一座したものであつたが(勿論弟子、年奉奉公人を含む)近時其数著しく減じ、十七、八人が普通とされてゐる。一いちご郎と稱する一日の芝居などは、十一、二人でやる時がある。

(四) 利益金の分配方法

一年中の総収入から、木夫、三味線の給金、一行の旅費、食費、諸道具の折調並に修繕費(座元所有の物品)等を引去つた残りを左の通り分配する。

- 一、道具前(座元へ)
- 二、巻口

二 座 本

三 口

三 人 形 役 者

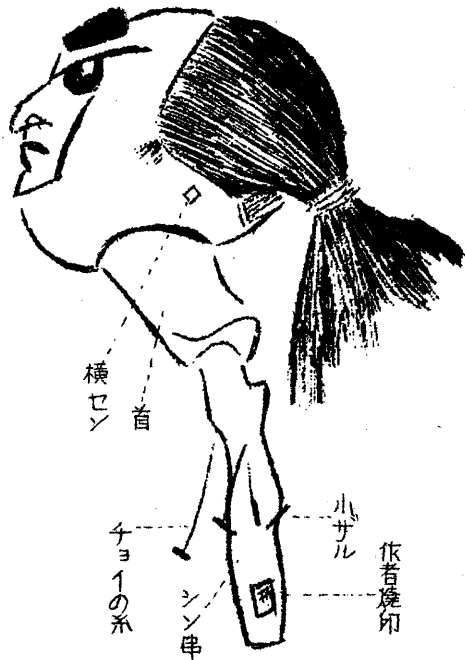
添りて口分を記録・今等に依つて配座する

四 役者には傭入の隙約束で「歩」と「太鼓」とがある。歩は座付の役者に多く、太鼓は他座から来たものが多い。

歩の場合は、純益金の一口分をもちうもの、太鼓とは一日の興行について何程と約束したものをいう。

⑨注 以上(三)太夫・三味弾 (三)役者の項は、一ヶ年中巡業に出ていた当時の事を記載した。

第六章 人形の組立 (一) 頭



1 頭の懸依

頭はすべて上質の杢材又は桐材で依り、頭と節とは一本の杢柱に連接する。首の下には柄がついている。(シン串) 頰の屈や目口などは、頭の内部に懸で依つた弾力によつて仕組され、柄の部分に取付けた糸(小サル)をひく事によつて動くようになつ

ている。(右図参照) 尚舞鯉の代用として、時計のゼンマイの舌を使つたものもある。シン串には依者の焼印がなしてある。

塗上げは胡粉を數十回も重ね塗りとし、上部は極の粉、紅ガウ筆を用いてその色(肉色・白色・赤色)に塗上げ、更に製作者独特の秘伝で唇まを付け、毛がき(頭の地・眉・目鼻)をするのである。

2. 頭の製作者

淡路人形の頭は昔は大坂で作り出したものを用いたる由であるが、今から二百年程以前に、阿波国大岡馬瀬に駒藏と稱するものが頭の製作を業とし出してから、専ら阿波で作り出したものを用いる林になった。面白いと題わゆることは、昔の本家であつた大坂の製作者は、現在に於てはその跡を断り、現在文象でも淡路でも、現在用いつ山くいる頭は、全部阿波の國で作られたものである。

(イ) 故人 (昭和十一年の調査)				吉岡天狗久口佐による	
氏名	姓号	住所	享年	代	備考
駒藏		大岡馬ノ瀬	二百年前		元は佛師
鳴洲		窄ノ瀬	百五十年前		鳴洲の甥
卯之助					
近藏					

(ロ) 現存者 (昭和十一年十一月調査)				備考	
氏名	姓号	住所	享年	代	備考
美之助	大黒屋	撫養大代	百年前		美之助の子で二十二年前死亡
栄吉	大江				
淡藏	笹屋	国府町和田	百五年前		淡藏の子、人形忠と稱し面造の名入
常工門	原				人形常と稱す
富五郎	川島				人形富、細工人としてのオ一人者
近ぼん		徳島市古物町	不詳		淡藏の弟子で天狗久の師匠
順之門	大江	国府町和田	明治三十年		本性原、人形常の子、順榮と号す、市村に移住
面子		伊予松山	明治十年		元佛師にして動物を造ること得意
由良龜		淡路由良	不詳		一流の作者、待転業せし由
天狗久	吉岡	国府町和田	七六		人形富の弟子、細工上手で使ふし、死亡(ハ)
天狗辨	近藤	矢野	六五		天狗久の甥であり弟子でもある

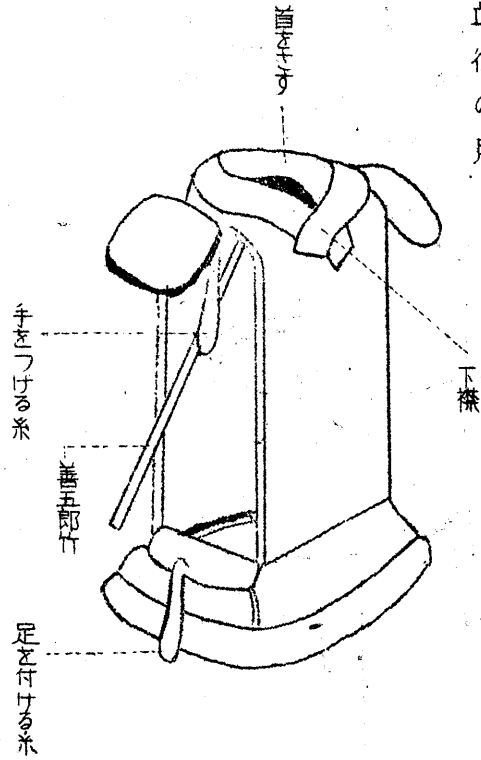
柴松	大江	大代	六五	栄吉の子
美之助		大阪	三〇	栄松の子、現在文楽座の専属なり
天狗治	吉圃	和田	二三	天狗久の孫、現在天狗久の元に修業中

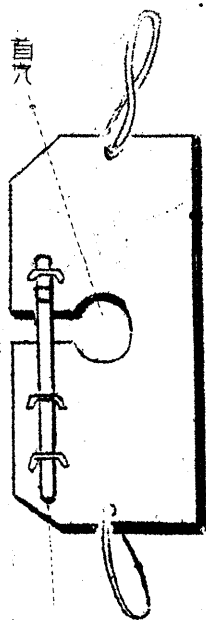
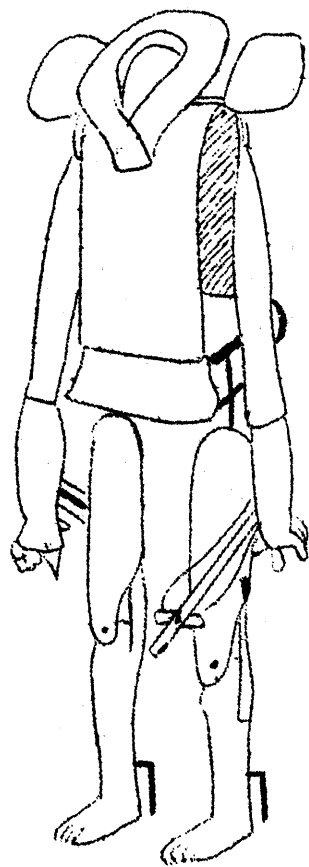
注 大江 世屋共に大阪に於ける人形師の家名で、忠三郎 浜藤は生前大阪で修業し、巨田（大江美之助氏に依る）

3 現在文楽座元に所有せられてゐる頭は天狗久、天狗辨、大江順の依にかゝるものが多く、人形忠人形、人形常、面子、田良、等々の依が稀に見られる。尚これ等の依者はすべてシン串に燈印がある。首のところにあるのもある。

(二) 胴

(1) 立役の胴



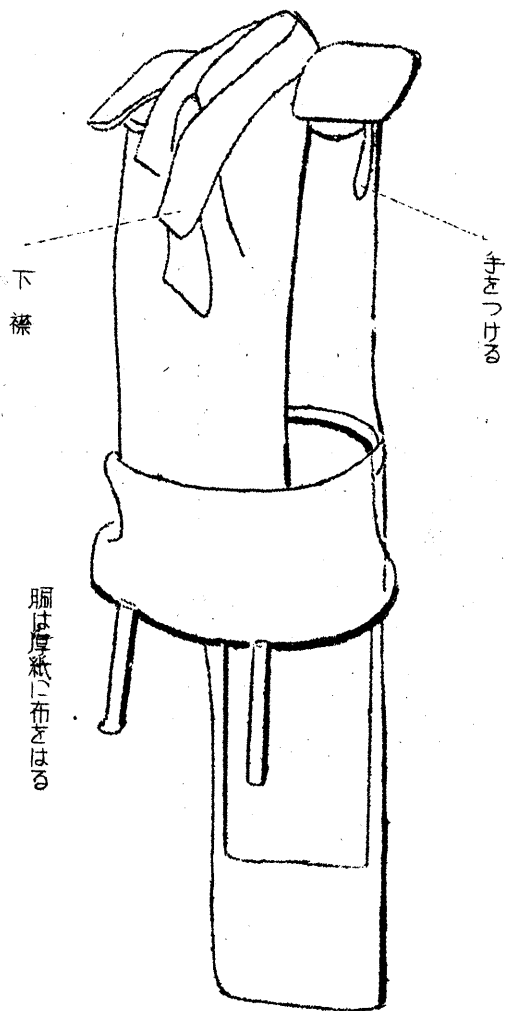


首穴

襷袢

肩の部分

(下襟や布類を取去つた図)



下襟

手をかける

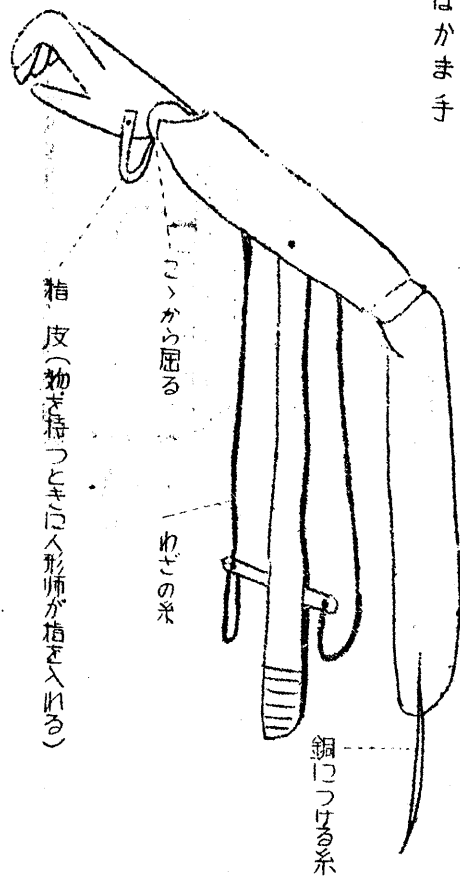
脇は厚紙の布をはる

(口) およませの服

(三) 手

1 手は主として桐の木で作りぬ。指先は桜材を用い。関節は真鍮を使う。手には袴手とつかみ手とがあり。朱塗と白塗との二種となっている。製作者は職人と同じである。

(イ) はかま手

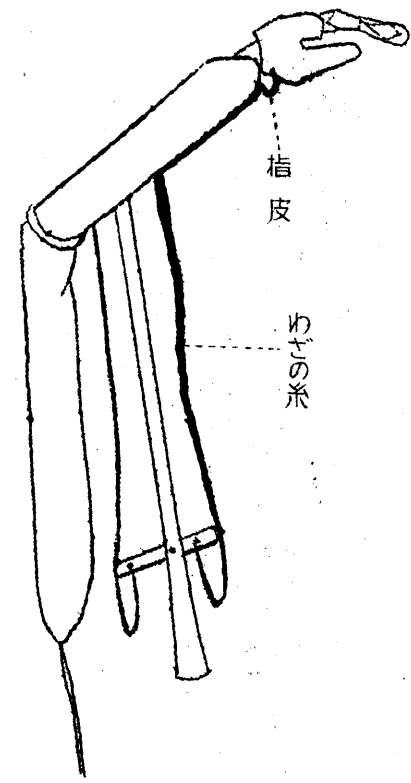


はかま手



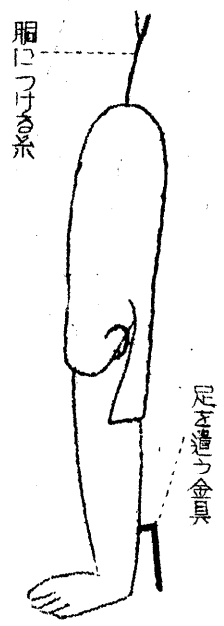
2 女形の手

- 3 持履物
- (1) 琴手
- (2) 三味手



(四) 足

- 1 膝から下は桐材 上げ張り板ぎて 夫々役によつて赤白、内色等の胡粉を塗つて依つてある。下図の「で」



遣う。

2 男人形には全部足を付けるが女人形には足がない。(但し「白石断のしの承」「朝顔日記の摩耶の姿」「阿波鳴門のおつる」等は例外ではある) 衣裳の裾の所にのみを付けて遣う。

第五節 人形の組立

胴をつるしておいて衣裳を着せ 手と足を付ける。衣裳はすべて針で止める。頭には普通髪がつけてないので 役者が全部適当に髪をつけ 胴の肩板の首穴に押し込む。

(五) 人形の使い方

1 使い方

普通の人形は男、女とも 一つの人形を三人で遣う。即ち

- イ 頭遣 〓 花手を頭を、石主で人形の右手を遣い 善五郎で胴体の形を整へる。(遣京人形はこの者が必ず組立てる)
- ロ 花手遣 〓 人形の花手を受持ち小道具を使う場合にはかりぞへをする。
- ハ 足遣 〓 足を受持ち立席共に責任を待つ。

特殊な人形

やつこ・女中等は一人で遣う。三番受の人形は二人で遣う。即ち頭と両手が一人・足が一人である。

2 人形の目方

普通の男

八百匁内外

女

七百匁内外

羽織・長袴を着た男入形

一匁以上

陣羽織 鎧を着た人形

二匁匁

鎧・下垂入形

二匁五百匁

袴を着た女入形

一匁五百匁

第七章 興行

(一) 巡業先

瀬戸内海沿岸を中心として 四国 九州 中国地方 紀伊半島を得着先として 日露戦争後には 遠く朝鮮 大連にまで出かけた。特に四国の内、阿波 伊予 讃岐にファンが多く 明治初年に 盛んな村では 三月の節句から五月の節句まで 二ヶ月連続興行が行はれたと云う。又明治二十五年 頂伊予で興行の時 二里四方以内に於ける 一切の興行物を差止められたと云う。

座本の内、二流の座の中、島廻りと稱して 島々を順次巡つて興行していたものがある。九州 小豆島等を 港から港へと次々に巡業した。

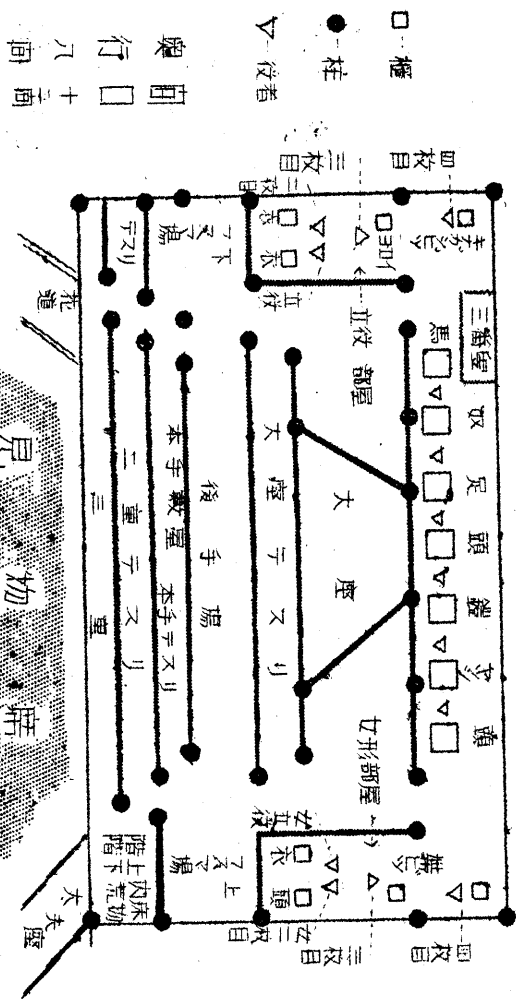
(二) 巡業方法

興行の多くは後小屋で開演された。役者の中から先乗込と稱して 二名の者が監督して小屋をかける。小屋は木函の如く 後手場本手 二重 三重の段階になつてゐる。

人形は主として本手と三重で遣はれ 稀に大座テスリ(大江山の洒天童児)三重(中座藏の打入

の類)に依りたる事があつた。
大塚に歸りては、その大塚に神廟を建てしむる。

舞臺及樂屋の圖



— 84 —

樂屋には三筋と神樂に依り、立役部屋、女形部屋、其の他三部屋に分け、その種々を
し。
大夫、三味線弾は、階上の内床に居る。

2
巡業日程

一 興行十六日を本休とし、十五日分の給金を一興行とする。後一日は御祝儀として五毛の給金。
正日(各座本)が集つて、役者の給金、巡業先等々特定、正日(正)から巡業に出た。そして各座を
巡業して、五月の妻川前になる(落路)帰り、落路の各地で留まり、再び他地方へ出て、十五日
下旬に引揚げて来たもの次第の。

一年の興行日程 二四、二五、二六、二七、二八、二九、三十、三十一

この間は一年を通じて、巡業に出る座のことも記したが、今一つ「一郎」と稱して、一日だけ座
居とやら手がある。漁祭と稱して海邊で、観客を座でやる。妻入大夫の稽古上げや一日と云ふ大
の、海時は巡業に出る座は、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、一年の興行はせいぜい二週間以内、大
抵は三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、一年の興行はせいぜい二週間以内、大
る事は全然なくなつた。

(三) 上演(一)の主なおき題

時代物 世話物の二種に大別され、全部正善題（通し）と稱して、大序から本切まで、相勉めるを本
 体としている。この等の種類は、百余種と稱せられてゐるが、最も多く上演されるものは、三十余種
 である。その主なものを別記す。（通し柱云）

(1) 時代物

- | | | |
|--------------|------------|---------|
| 一の谷藏軍記 | 伊賀越道中双六 | 八陣守護城 |
| 本朝二十四孝奥州安達ヶ原 | 義経十本槍 | 源平布引滝 |
| 折江源氏先陣館 | 菅原伝授手習鑑 | 繪本大町記 |
| 野ヶ岳七本槍 | 王澤前 | 大江山酒天童子 |
| 信仰記旅園祭礼 | 妹背山婦女庭訓自雲屋 | 彦山権理誓助剱 |
| 箱根猿蓑記 | 仮名手本忠臣蔵 | 楠高嶽 |
| 国性爺合戦 | 木下濤枝同合戦 | 平假名盛衰記 |
| 鎌倉三代記 | 花暦伊豆騒 | 日本寛文鑑 |
| 弘法大師一代記 | 日蓮上人御法流 | 金比羅利主記 |
| 織田節二子日記 | 奥州赤衝 | 御殿 |

(2) 世話物

朝顔日記
 舟カ

沢一

肥後駒下駄

尚忠臣蔵は一興行の最後の日の上演せらるゝのが例で、御祝儀として、十六日目の日面が上演される。
 又明治廿年頃から、変柱云、中柱云として、一喜物を上演することが漸かれた。

第八章 人形役者仲間の陰語

淡路人形屋肉店者仲間のみに使用される「せんぼう」と稱する陰語がある。之が明治二十五年頃、盗人と誤解されて、検査された事があったとか。
次に其の主なものを、列記して置く。

ソル	ゼンコロウ	ゼケル	ゼカス	カツレル	カマレ	カマル	マケル	せんぼう	解
出る	休・遊	ある	やめる	連れる	こい	行く	帰る	せんぼう	解
コダレル	タゲル	スケエモン	シコラエタ	シヤカタイ	セクチイ	ツナグ	バレル	せんぼう	解
泣き	取る	よい	コシウ之店	うしろしい	つらい	見る	死	せんぼう	解
エイザ	ニカ	タシ	マゴサ	マカル	トンベイ	シカコイ	ノセル	せんぼう	解
酒	上	下	たッ	供之る	こすい人	カレコイ	石べる	せんぼう	解

テシ	ヘイトク	ササキ	トボシ	ココソボシ	ヤソボシ	ナナソボシ	クロ	カタコボシ	ヨソボシ	オヤマコ	マエビキ	ハイビイ	孫死エ門
百目	一円五十夫	大阪	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	石ぼこ
コンパリ	カリイタ	イタザエモン	シンキ	トハイ	エゴタマ	ヨリト	ワカモン	カリ	ワコト	シンデン	シントロウ	オゲン	トクマン
目	檀大夫	木夫	坊主	人	子供	老人	若者	娘	嫁	男	せに	円	五十
ヤンマ	ズルカジリ	ツルコ	デンバリ	ツルテン	ゲニ	トンビ	テントン	エシコ	シシケン	トツチヨモン	ニカソク	ソク	チク
おやま	三味線	太鼓	幕	三味線	人形	髻	盲	花子	頭	塗	手	足	口

せんぼう	解	せんぼう	解	せんぼう	解
ガル	襦	セコ	箱	カセギ	レシ
ゲマン	楨	ドワラ	傘履	ジャリ	牛
ジンダイ	汁	ノトロ	あほ	タレ	女のあれ
ゼメ	私己	ジバ	川便	ドボン イワシユウ	男のあれ
タラクヒツク	雨降り	シロサエモン	ひいき・花		
タラク	水	ロハ	馬		
ニチ	火	ケン	犬		

第九章 淡路人形の現況

(一) 享保年間四十余座を数えられた淡路人形座も 明治初年には十四座となり 大正初年には更に減じて十一座となる。昭和二十七年に至つては僅々四座のみ残る。即ち市村六之丞 吉田佐次郎 小林六六夫 淡路源之丞である。

(二) 市村六之丞 (市村三 条)

この座は享保時代から其の名が出ていたが今調査した所では 市村三郎氏の幼少の頃(明治十七年)に阿波(上文)内田の人に寄渡していたが 明治四十一年二月現在 所有者である豊田屋太郎氏が窮乏けて 現在に至つてゐる。昭和二十五年頃まで殆ど一ヶ月を通じて巡業に出ているが 終戦後は春 秋の預 一ヶ月以内の興行に出る程度となつてゐる。

(三) 吉田佐次郎座 (市村三 条)

此の座も寛政年間の十一座本の二として 歴史は相当苦しい様ではあるが 確かな文献はない。唯この内に依りたる先祖の通帳に 至徳三丑死と記され 現在佐三郎氏で十二代目であると稱してゐる。唯文化 文政の頃 讃岐の金高舞臺座創設に際し 年々田々金高座を寄進したを取ら

やう。明治十三年に金田面を寄附して御教存御宗を傳へた事。明治四十五項には二座を有して、
 万善寺で、其の昔を知る外はない。この村も明治の末五までは慈業社出て、石が、今では淡路各地
 へ一即ち揃する一日を属としてゐる。

(四) 小林六太主人 (舊名郡中川原村 中野馬一即所有)

この座も淡路十九屋本の一つであるが、祖先は藤原氏から出て建統五十八代 藤原道忠に至つて
 菩提に奉養すると謂ひ伝えられてゐるが確証はない。

唯別世津名郡點原村役場にある棟付帳に依つて、その昔としての示位である。
 昭和十五年淡路原の小林氏が所管してしたが、津名郡中川原村中野馬一即氏が、淡路八形善術復興
 協会の設立して、この座を引取り合ひに至る。

道憲坊村 延宝元年棟付帳記載 津名郡點原村

(次頁) (〇年……現在八形牧者)

(世國極中病死・正徳四年)

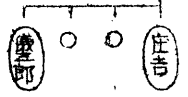
長兵衛一勤兵衛一

分大夫一分之丞一文三郎一羊次一十助
 (重保は死)(文政3死)(天明5死)

リッ (吉田名〇〇)
 鶴助一竹三郎一卯三郎一定一謙三
 (天保元死)(明治16死)(天正6死)

久右エ門一久太夫一久之丞一久次郎一久右エ門
 (重保は家)(安永16死)(慶應3死)

勘五郎一きん一母一新吾一三保藏一新也
 (嘉永4死)



延宝元年分家 (小林と名宗の)

大夫一松右エ門一六太夫一娘次一紋治郎一櫻吉一(第一)一(第一)
 (金種は死)(明和元死) (文化6死)(文政11死)(天保13死) 継孝コト 常夫コト

安永四年分家 小林

分藏 兼代助一カ 弥一庵 藏 兼次郎
(文政4死) (文久2死) 高藏 考一助 文八
市市 広太

(五) 淡路源之之取 (津名郡 中田村)

初代吉田利平が三原郡市村三系上村源之亟に年期奉公に入り、年期を勉め終つて「のれん分」として上ノ源の二字を譲り受け、津名郡中田村に帰り、人形座を組織して、上野渡右エ門と稱す。この時代人形遣三十人以上もあつて、人形芝居の全盛時代を築く。

三代目吉田利平の子主之助(後主藏)三十九才の折、紀伊伊都郡を遊業中死亡したので、吉田卯三郎、森岡和平が経営、和乎死亡後片山勝之助が之に代り、明治二十五年二月「志筑源之亟」と改稱、更に明治二十九年二月、内務省の免許を得て「淡路源之亟」と登録、現在に至る。

現在の所有者片山兵吉(明治十五年十二月五日主)と片山恒市(芸名秀雄、明治十七年七月二十日生)が経営している。尚この座に専属している人形遣は、片山和乎、片山豊助、起川嘉平、片山源次郎等である。

(六) 上村源之之取座

戦争中迄徳島市にその座があつたが、戦禍により灰滅した。

(七) 淡路一人形都座 (津名郡 都志町)

三原郡湊町、築川氏が阿部源之亟座を襲受、所持していたが、昭和二十六年都志町の西野氏が譲り受けて所有せられてゐるが、営業はしていない。

(八) 現存する一人形遣 (昭和二十七年二月現在)

市 村

農瀬川 忠藏 (明治三五年生) 兼三樹三輪太 (明治十四年生)

高畠田 吉跡 (明治十六年生) 農 隅田 房吉 (明治十七年生)

農 前川春三郎 (明治十七年生) 農 野口 喜市 (明治十九年生)

赤松 鶴吉 (明治二十一年生) 兼 野水 龜吉 (明治二十一年生)

豊田 穀栄 (明治二十四年生) 農 春藤 音吉 (明治二十七年生)

傍橋小使 中村松太郎 (明治二十八年生) 兼 野水 クマ (明治二十九年生)

鈴木 年一 (大正三五年)

洲本市

商 引田佐龜司

商 吉田 貞吉

松帆村

町口 萬平 (明治十六年生)

津名郡

淡路源之丞の六人

一 津名郡中川原村安田部落に現存

一 安政屋(安村三太夫屋とも稱す) 昔より木偶ありて 祀祭と稱して 年の始に伊妹諸冊
 神社(日本最初峯本山鎮座三柱の大御神)に五穀豊穣と 秋季に豊稔を 村人集りてこの木
 偶(三番叟)を操りて初念しいたが 偶々 文政年間星正に京都土御門殿重弟陰陽学士多田
 鳴鳳と取立役(俗に取立座屋)中野幸七工門及其の他五人組相計りて 藩主に人形芝居を御
 覽に供せしが 賞讃を受け得鬼に一座を依り 各地よりの招聘に自費出演(人呼んで丹那衆
 若といはれ方り)為に盛へた出勤 一城より安政屋と稱せれるに至つたが 明治中年の 西

洋文書の輸入に 時代変遷に因り 自然豊類 用是は村社大藏神社内に現存保管しあるが 昨
 々其始祭に部落代表者が集り 各戸毎稲苗代田 用水池等に袖舞を捧養せ るも 年と共に
 静寂滅亡し行くを時の県會議員中野篤一郎氏が 坪内博士に 淡路人形の復興を説かれ 大
 に奮激し 復興の道を求めつゝあるの祈
 昭和七年 洲本市秦嘉泉翁が組織せる不老会へ 中野氏が助善の復興方を提案せし所 下記
 各位の賛同を得て 淡路人形芸術復興協会の設立し 淡路に残存中の人形座四座中の最少減
 亡に瀕せる山林六太夫座の急救消を計画し 中野氏は全責務を負ひ 山林六太夫座を引取り
 たり。

総務 永田秀次郎

顧問 兵庫県知事湯沢三千男

清浦 実吾

小笠原長生

柳原 善光

頭山 満

野間清次

船内文次郎

藤巻 正之

勝田銀次郎

吉井 良晃

蔭山昌次

日野弥三郎

天野 敬一

会長 政岡嘉三郎

理次 秦 嘉泉

森田福三郎

今岡 義三

西田 貞一

島 俊

理事長 中野篤一郎
総務責任者

かくて中野篤一郎は直に小林六六夫座を引取り、用具一切の修理、改飾を調べ、昭和十年、東京市報知新聞社大講堂に於て才一回の出演をなし、次で各学校、有楽座、東宝劇場に出演し、好評を博し、早稲田大学坪内博士演芸記念館主筆小寺融吉氏及大政翼賛会有志の後援にて(文楽は大阪に)淡路人形は東京、その評号を得て常設劇場を東京に開かんとする直前に大東軍艦となり、故国淡路島中川原村に引揚げの止むなきに立至つて、多年の苦心や、戦禍に伴う財家の影響にて、切角の復興も頓座を果した。

(昔何座乗の異動費、食料、宿泊、荷物の運搬の多費に由る)。

而るぞ中野氏は、斯芸の滅亡を寸時を座裡を許さず、焦心、焦慮、打餅の策を求め、あるの際大阪に一人便て立人形座の出現を見るや、このは操り淡路が産んだ人形芸術にあらざる三位一体の淡路人形術を乱すものとして、益々見過すべきの時はありずして、遂に娘三人操り人形座を創立し、淡路乙女座と稱して発表をなせり。

淡路人形乙女座 (娘三人操り)

在来の人形操り芸術と、簡易野便に、自由自在に居下にして、一人でも容易に観賞し得る様

個人宅、又は寺院、学校、集會處にて、直に座演、演出十名以内にて、用具は自動車後付にて運ぶ儀の實費にて都市町村の端々の人々に送迎賞し得るよう計画を立て、下記各位の協力に依り、操者は趣味を有つ家庭裏田(娘女学生)に芸術を伝へ、昭和二十四年(財団)法人淡路人形芸術復興協會新附行爲の許可を得て島内はもとより、国外に出演をなせり。

理事 島後一 留田貞一 林章義 上谷 極

中谷竹二郎

会長 理事長 中野篤一郎

以上

第十章 淡路人形と文楽

一 淡路人形と文楽座の比較対照

淡路人形座	文楽座
<p>1 古典味豊かて人形らしい</p> <p>2 宗教的色彩が今尚濃厚である。</p> <p>3 小屋母で御土民衆去として発展した。随つて舞台等は極めて粗野である。</p> <p>4 人形を主として浄瑠璃を従とした。</p> <p>5 人形 持に頭(六寸以上)が大きい。</p> <p>6 狂乞は「通し」ものを主とした。</p> <p>7 世話物「通し」狂乞がある。</p>	<p>写実的で繊細な人形そのまゝの感じを持つ。</p> <p>純儀楽的である。</p> <p>劇場で発展。随つて舞台装置が洗練されている。</p> <p>浄瑠璃を主とする。</p> <p>人形も頭も小さい(四五寸)。</p> <p>一幕ものを主として演比</p> <p>なし</p>

二 文楽軒

一 宮尾しげる氏の文楽人形図譜に

天明、寛政、享和の頃に至り、上方の義太夫も人形も傑出した人物は出ず、全く衰微し、肉保者はその日暮しの興行を続けた。そのころ、淡路から植村文楽軒が進出して、文楽軒の芝居と銘打つて興行した。文楽軒は田代種江で、明治四年始めて文楽座と云々名を挙げ今日に至る。云々。

2 戸伏平次氏の調査に依る文楽軒

- 1 始祖文楽は元道真屋大藏と稱し、阿波の国の出口にして、道具類を販売せるものなるも、浄瑠璃を能くし、文楽と号せり。
- 文楽軒の妻アルは、津名郡佐屋町の内藤組の森伊三郎(屋号中屋)家の出である。
- ハ 正井大藏(三代文楽翁)が大坂天王寺下町遊行寺に、天保十四年に建立した「文楽先祖之碑」の表面に、釈榮道、釈妙教、正井氏とある。釈榮道は元祖文楽軒の法名で、文化七年(一月九日死、享年七十五、釈妙教(テル)は大保十一年十二月九日没、この碑は要するに、テルの機を契機として建てられたことがわかる。中略。それから文楽軒の死没する余ほど以前に、どういふつもりか、文政三年に文楽軒の墓碑を建立している。その墓の施主は、テルの兄(または弟か、この奥の明である)中谷辰右エ門だ。この墓は、もと新堀にあつたが、のち墓地改葬に際して、城原墓地に移転、中谷家の墓地内にある。

三 文楽の人形遣と淡路

古くから人形の交流はあつた様であるが、現在淡路出身者で、文楽に関係している人は次の人々である。

- 1 木夫 ① 松木夫(阿万町出身)
- ② つばめ木夫(沼島村出身)
- ③ 伊達路木夫(八木村出身)
- 2 人形遣 ① 小林 常夫
- ② 小林 藤一
- 3 紋十郎座へ手伝に出るもの
- 片山 要助 山口 紋次 豊田紋四郎 豊田 穀米 鈴木 年一
- 小林駒三郎

第十一章 淡路人形保存運動

昭和十五年一月の朝日新聞に「淡路木偶遣復師遊歸」と題して「後隆成天皇の朝、畏くも天變に供し、論言を賜ひ、豊大園自り、日本一諸善語能の冠」と祈紙つけられた淡路人形浄瑠璃は、時に時代の寵児として一世を風靡したるものなるが、（存在を確するに至つた） 衰微途に衰亡の徴を辿つて、（単に過去の遺物視せしめるの觀） あつたが、俄然古典芸術復興運動の波に乘つて、まず大阪の文楽では其の喧伝するに至つた。しかし、文楽の人形はあまりにも実物的であり、由緒と古典的な点から淡路人形浄瑠璃に比すべしもなしと云つていたが、果して昭和十年、新春等頭から、淡路保存会を中心として在京の先輩木田秀次郎氏その他の後援のもとに、淡路人形保存運動を起し、史的考証と人形独自の芸術を極力宣傳することになつた。

此の記事の如く、昭和九年頃、淡路人形芸術復興協会設立されたが、これが復興運動が起頭したが、遺憾ながら太平洋戦争のため中絶の止むなきに至つた。戦終つて昭和二十四年四月、市村有老相計り、淡路人形保存会を設立、本格的な保存運動を展開することになった。更に昭和二十五年四月には全淡路の同志一九人を以つて、淡路人形芸術協会を設立した。

一方兵庫県に於てもこの力が保存の必要性を認め、昭和二十五年度、（昭和二十五年） 市村有老の助成書を計上し、二十五

年九月 兵庫県教育委員会主催のもとに 城崎郡日高町に於て 各二日間の淡路人形鑑賞会を開催
 同年十二月には周林鑑賞会を楯保郡龍野町で開催した。昭和二十六年十月には姫路市 朝来郡生野町
 加西郡下里 北条 西在田 多可郡西脇町で、それ以外に鑑賞会を開催した。
 又一面 昭和二十四年には中野篤一郎氏の提案で、淡路人形之女座を創設して、人形遣の養成につと
 めつ、あつたが、市村に於てもこの力が養成の急務なることを極感し、昭和二十五年九月、市中学校で
 開講式を挙げ、爾来同好者を十名程のて、毎週三回練習稽古を積み、二十六年四月には大園記十段目
 と 主簿前三段目の二回だけ、こなせる林になつたが、而してこの事業たるや、今日の社会情勢から見
 て 洵に至難な事業であるので、此際各方面の御支援を得て、無形文化財として価値豊かな淡路人形
 を 保存せしめたいと急務してゐる。

淡路人形関係年代表

天皇 西 歴 年 号	淡路人形 垂 頂	参 考 事 項
正親町 一五七〇 元龜元年	上村日向様口縁言を賜ふ	足利十五代將軍の時
後陽成 一五九二 文祿五年 (元 慶長五年)	淡路の引田某目貫屋長三郎と 四糸河原で 榎之屋を始む	蛸尾綱渡来 三味線發明
〃 一五九六 慶長五年 (元 慶長五年)	淡路屋柳書日付	
明 正 一六三八 寛永十五年	堅須賀五世市村で人形を見る	
〃 一 一六五三 承応二年	近松門左エ門出生	
靈 元 一六七三 延宝元年	源之丞座中へ棒伎三本を賜ふ	棟付御誦あり
〃 一六八五 享享二年		竹本座創設
〃 一六八六 〃 三年		兼木天出生 景清上流
東 山 一七〇二 元祿五年		豊竹座創設
中 興 一 正徳 年間	淡路人形屋四又座に及ぶ	享保一三年大座が右側に遷る (竹本座)

孝明	一八六二	文久二年	吉田佐二郎座の人馬貸私帳	二代目文楽野の時代
明治	一八七二	明治五年		文楽座創設
公上	一九〇七	明治四〇年	淡路座本一二座	明治四三年文楽座は松竹の経営となる
〃	一九三六	昭和二年	淡路座本七座	初代会長 不働佐一
〃	一九四九	昭和二十四年	市村に淡路人形保存会結成	初代会長 河瀬修二
〃	一九五〇	昭和二十五年	淡路人形芸術協会生る	
〃	一九五一	昭和二十六年	淡路座本四座	

天皇	西 歴	年 号	淡路人形垂願	参 考 事 項
中御門	一七二四	享保九年	経須第二〇世様を好む	享保一八年人形の植光助く (竹本座)
〃	〃	〃	洲本で兩芝居あり	享保一九年三人遣となる 吉田又三郎 (竹本座)
〃	〃	享保五年	道原坊廻り九三〇人を救う	
〃	〃	〃	橋本番下付	
桃園	一七五〇	寛延元年		元文元年人形の眉動く(竹本座) 氏名手本忠厚藏初上漫(竹本座)
光格	一七八五	天明五年	上村源之丞屋中より八幡宮へ 登籠奉納	竹本座(明和四年)豊竹座(明 和二年)七次
〃	一七九四	寛政六年	須本で兩芝居(翁渡し)	御覽社内の芝居
仁孝	一八一九	文政二年	道原坊百六夫像を修理す	寛政五間淡路吉田三郎なるもの 長曾原下伊那郡上郷村にて人 形像を教ふ
〃	一八二〇	文政三年	前面の扉を奉納	文政五年博労町稲荷に文楽軒芝居やる
〃	一八二五	文化八年	棟札帳に依ると市村に道原坊 廻り二二軒	